

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年4月24日
【発行者名】	東京海上アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大場 昭義
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目3番1号
【事務連絡者氏名】	尾崎 正幸
【電話番号】	03 - 3212 - 8421
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	東京海上・未来設計ファンド1 東京海上・未来設計ファンド2 東京海上・未来設計ファンド3 東京海上・未来設計ファンド4 東京海上・未来設計ファンド5
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	上限 各1兆円
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

東京海上・未来設計ファンド1
 東京海上・未来設計ファンド2
 東京海上・未来設計ファンド3
 東京海上・未来設計ファンド4
 東京海上・未来設計ファンド5

（上記のそれぞれをまたは総称して、以下「当ファンド」、「各ファンド」、「未来設計ファンド」または「東京海上・未来設計ファンド」ということがあります。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定に基づく投資信託の受益権であり、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である東京海上アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当初の1口当たり元本は1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンド 1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

委託会社のお問い合わせ先（以下「委託会社サービスデスク」といいます。）

東京海上アセットマネジメント サービスデスク

0120-712-016（土日祝日・年末年始を除く9時～17時）

(5)【申込手数料】

申込時の手数料はありません。

(6)【申込単位】

申込方法には、収益分配金の受取方法によって、以下の2種類のコースがあります。

分配金受取りコース	分配金を受け取るコースです。
分配金再投資コース	分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコースです。

販売会社やお申込みのコース等によって申込単位は異なります。また、販売会社により取扱うコースが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。（販売会社との間で定時定額購入サービスに関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込単位によるものとします。）

分配金再投資コースにおける収益分配金の再投資に際しては、上記にかかわらず1口単位で取得することができます。

(7)【申込期間】

平成27年4月25日から平成27年10月23日まで

上記申込期間中の毎営業日にお申込みを受け付けます。

申込期間は、上記期間満了前に委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社の本・支店等で取扱います。ただし、一部取扱いを行わない支店等がある場合がありますので、販売会社の最寄りの本・支店等にお問い合わせください。なお、販売会社については、委託会社サービスデスクにお問い合わせください。

(9)【払込期日】

取得申込者は、申込金（発行価格に取得申込口数を乗じて得た申込時の支払総額をいいます。）を販売会社所定の期日までに販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は各追加信託が行われる日に、販売会社から、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社である三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）の指定する当ファンドの口座に振込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込金は、お申込みの販売会社にお支払いください。

(11)【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権の振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

申込の方法

- a. 受益権の取得申込は、販売会社において申込期間中の毎営業日に受け付けます。
- b. 取得申込者は、申込金額相当額の申込金を販売会社に支払うものとします。ただし、当ファンドは上記「(9)払込期日」にしたがい受託会社に払込まれた時点で初めて設定がなされ、取得申込者はその時点から当ファンドの当該設定にかかる受益者となります。申込金には利息を付けません。
- c. 取得申込の受付は、原則として午後3時までの受付分を当日分とし、この受付時間を過ぎてからの申込分は翌営業日の受付分とします。
- d. 上記にかかわらず、証券取引所（ ）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。
（ ）金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます（以下、本書において同じ。）。
- e. 取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込を行うものとします。（ただし、既に取引口座をお持ちの場合を除きます。）
- f. 分配金再投資コースの場合には、申込の際、取得申込者と販売会社の間で、自動けいぞく（累積）投資に関する契約を締結する必要があります。
上記の契約について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約等が用いられることがあります。この場合、当該別の名称に読替えるものとします（以下同じ。）。
- g. 定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行います。
- h. 販売会社によっては、各ファンド間の乗換え（「スイッチング」といいます。）が可能な場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

日本以外の地域における発行

該当ありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目標として、「TMA日本株アクティブマザーファンド受益証券」、「TMA日本債券マザーファンド受益証券」、「TMA外国株式マザーファンド受益証券」、「TMA外国債券マザーファンド受益証券」（それぞれをまたは総称して、以下「マザーファンド」ということがあります。）、および短期金融資産を主要投資対象として運用を行います。

「TMA」とは委託会社である「東京海上アセットマネジメント株式会社（TOKIO MARINE ASSET MANAGEMENT CO.,LTD.）」の略称です。

基本的性格

当ファンドは、追加型投信／内外／資産複合に属します。

当ファンドの商品分類表および属性区分表は、以下の通りです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
追加型投信	海外	不動産投信
	内外	その他資産 () 資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり ()
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		
その他資産(投資信託証券 (資産複合(株式・債券) 資産配分固定型)) (注)	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
資産複合() 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

（注）当ファンドは、組入比率を年に1回見直すものとしていますが、機動的に変更を行うものではないため、「資産配分固定型」としていません。

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

投資形態が、ファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資することとなりますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産が異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円で為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	特殊型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

商品分類の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

	中小型株	目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
	公債	目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	社債	目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	格付等クレジットによる属性	目論見書または投資信託約款において、上記債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記債券に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記します。
不動産投信		目論見書または投資信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
その他資産		目論見書または投資信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
資産複合	資産配分固定型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
	資産配分変更型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
決算頻度	年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回	目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	オセアニア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東(中東)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	目論見書または投資信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	TOPIX	目論見書または投資信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記指数にあてはまらない全てのものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 /絶対収益追求型	目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他型	目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

信託金の限度額

当ファンドの信託金限度額は、信託約款の定めにより各1兆円となっています。ただし、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

ファンドの特色

1

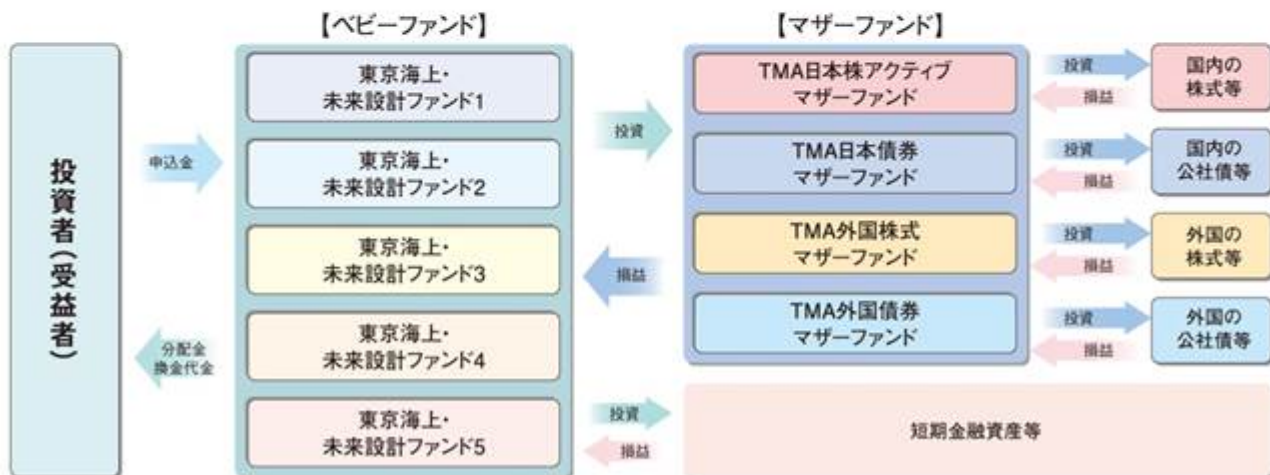
主として国内外の複数の資産（日本株式、日本債券、外国株式、外国債券）のマザーファンド受益証券および短期金融資産に分散投資します。

当ファンドは、各資産への投資割合（基本資産配分）の異なる5つのファンドで構成されています。各資産への投資は、マザーファンドを通じて行います。

2

ファミリーファンド方式で運用を行います。

原則として、マザーファンド受益証券の組入比率は高位に保ちます。ただし、投資環境等によっては弾力的に運用することがあります。

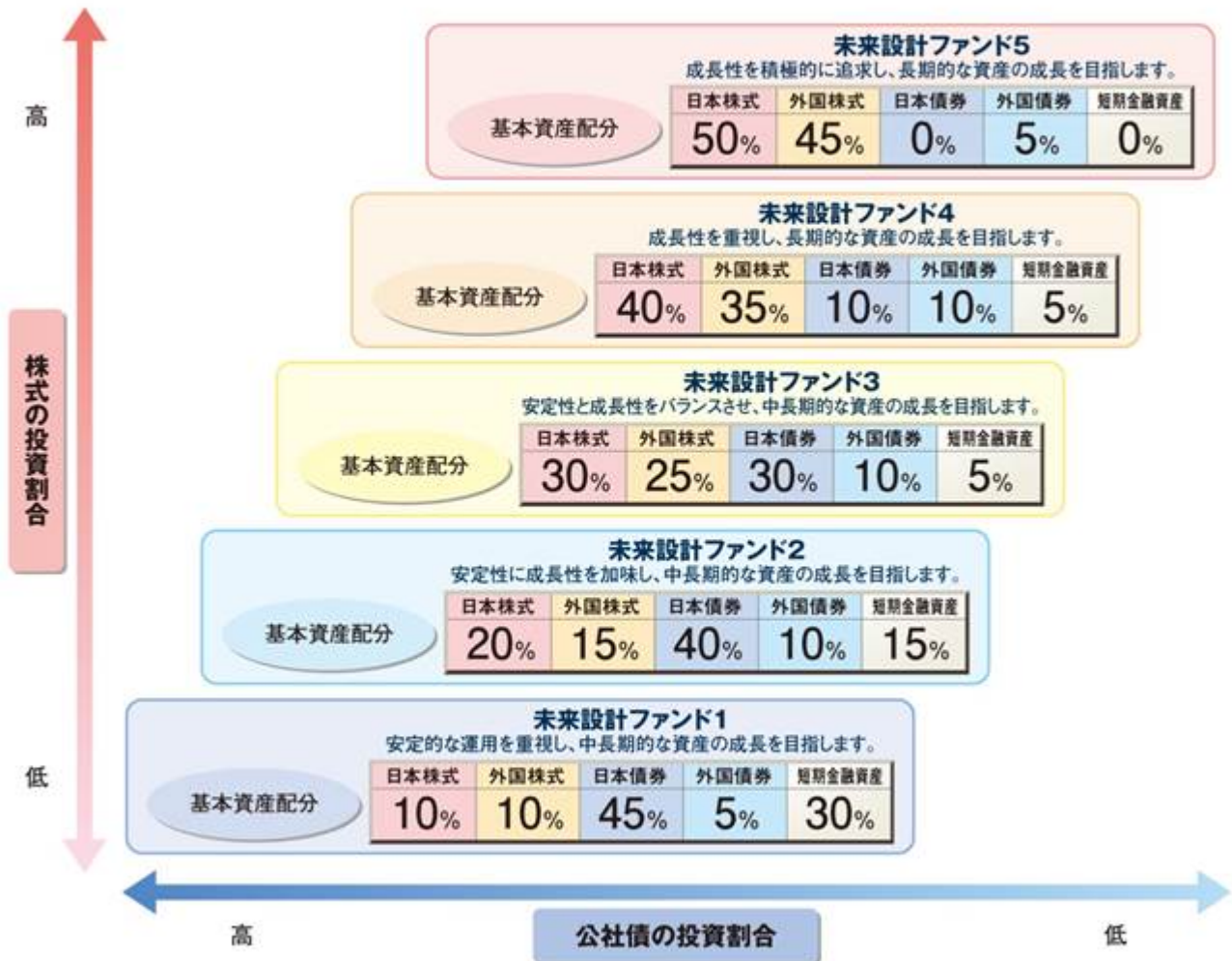


*「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンド（親投資信託）に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。

3

人生のサイクル(ライフサイクル)や投資スタンス(リスク許容度等)に応じて、基本資産配分の異なる5つのファンドから選択できます。

- 各ファンドの運用は、基本資産配分を基準に、原則として一定の範囲内(±5%)に変動幅を抑制します。
- 基本資産配分は原則として年1回見直し、委託会社が必要と判断した場合には変更することがあります。



- ・一般に、株式は公社債よりも値動きの幅が大きく、株式への配分が大きいファンドはリスクも相対的に高くなります。また、外国の資産への投資には為替変動リスクが伴うため、国内の同種の資産への投資と比べ相対的にリスクが高くなります。
- ・上図は基本資産配分の違いを株式、公社債の投資割合順に図であらわしたものであり、各ファンドの実際の投資成果が同様の順になることをお約束するものではありません。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

各マザーファンドの概要

TMAB日本株アクティブマザーファンド

<基本方針>

- ①信託財産の中長期的な成長を目標とし、日本法人の株式に投資します。
- ②TOPIXをベンチマークとし、これを上回る投資成果を目標とします。

TMAB日本債券マザーファンド

<基本方針>

- ①安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目標とし、日本の債券に投資します。
- ②NOMURA-BPI(総合)をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目標とします。

TMA外国株式マザーファンド

<基本方針>

- ①信託財産の中長期的な成長を目標とし、外国の株式に投資します。
- ②MSCIコクサイ指数(円ヘッジなし・円ベース)をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目標とします。

TMA外国債券マザーファンド

<基本方針>

- ①信託財産の中長期的な成長を目標とし、主に外国の国債に投資します。
- ②シティ世界国債インデックス(除く日本/円ヘッジなし・円ベース)をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目標とします。

※「TOPIX」は東京証券取引所が発表している東証市場第一部全銘柄の動きを捉える株価指数です。TOPIXの指数値および商標は、東京証券取引所の知的財産であり、TOPIXに関するすべての権利およびノウハウは東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、公表の停止、TOPIXの商標の変更、使用の停止を行う場合があります。

※「NOMURA-BPI(野村ボンド・パフォーマンス・インデックス)(総合)」とは、野村證券が公表する日本の公募債券流通市場全体の動向を的確に表す代表的な指標です。NOMURA-BPIは、野村證券の知的財産です。野村證券は、当ファンドの運用成績等に関し、一切責任ありません。

※「MSCIコクサイ指数(円ヘッジなし・円ベース)」とは、MSCI社が発表している日本を除く主要先進国の株式市場の動きを捉える代表的な株価指標です。同指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社は当ファンドとは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

※「シティ世界国債インデックス(除く日本/円ヘッジなし・円ベース)」はCitigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

分配方針

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

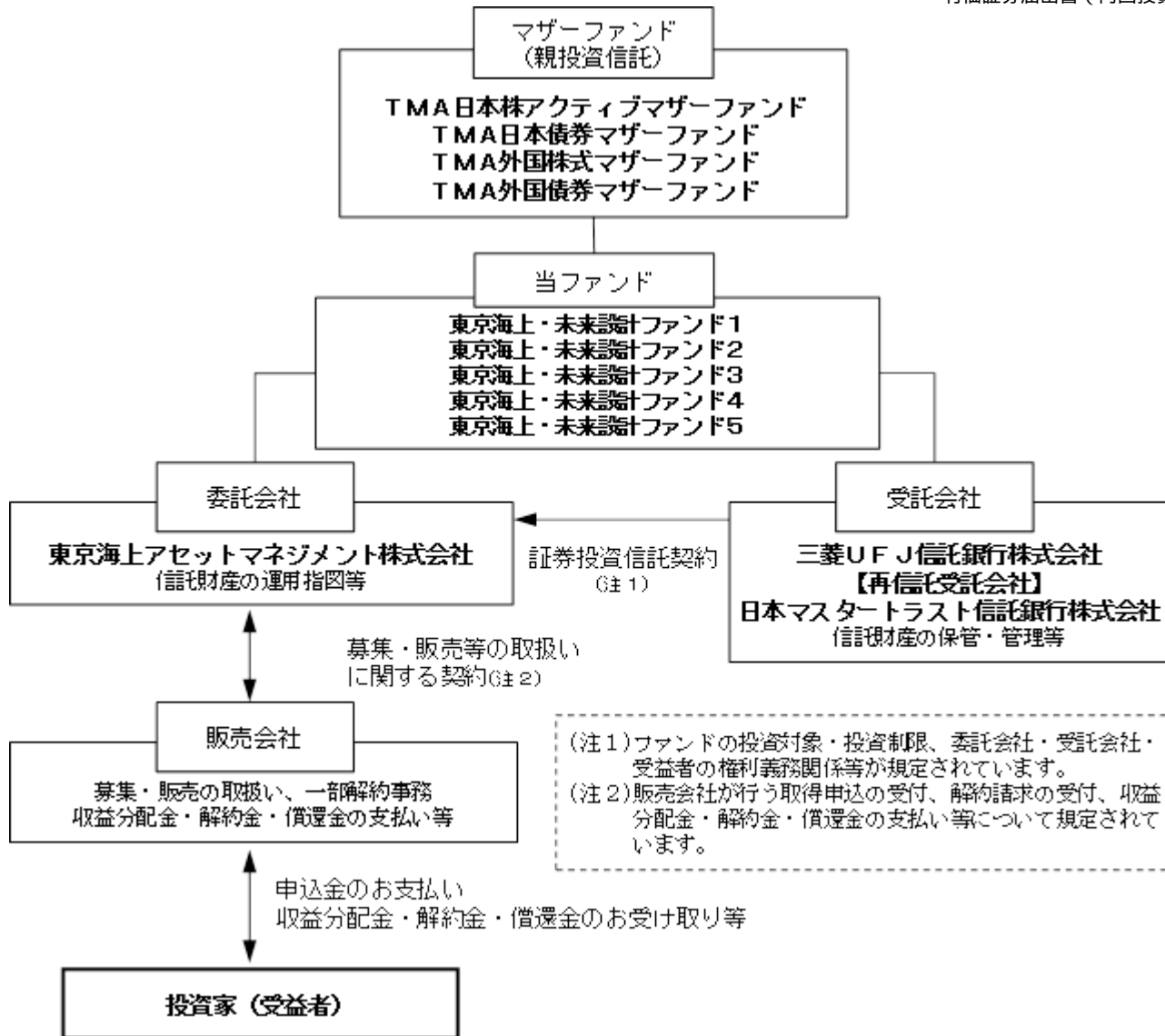
	株式への実質投資割合	外貨建資産への実質投資割合
東京海上・未来設計ファンド1	40%未満	40%未満
東京海上・未来設計ファンド2	55%未満	40%未満
東京海上・未来設計ファンド3	70%未満	50%未満
東京海上・未来設計ファンド4	制限なし	60%未満
東京海上・未来設計ファンド5	制限なし	70%未満

(2)【ファンドの沿革】

平成13年3月30日 ファンドの設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社の概況

- ・名称 東京海上アセットマネジメント株式会社
- ・資本金の額 20億円（平成27年2月末日現在）
- ・会社の沿革

- 昭和60年12月 東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立
- 昭和62年2月 投資顧問業者として登録
- 同年6月 投資一任業務認可取得
- 平成3年4月 国内および海外年金の運用受託を開始
- 平成10年5月 東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得
- 平成19年9月 金融商品取引業者として登録
- 平成26年4月 東京海上アセットマネジメント株式会社に社名変更

・大株主の状況（平成27年2月末日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	38,300株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

1. 基本方針

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 主要投資対象

主として以下のマザーファンド受益証券および短期金融資産に投資します。当ファンドにはベンチマークはありませんが、各マザーファンドは、それぞれのベンチマークを上回る投資成果を目標として運用を行います。

マザーファンド名	ベンチマーク
TMA日本株アクティブマザーファンド	TOPIX
TMA日本債券マザーファンド	NOMURA - BPI（総合）
TMA外国株式マザーファンド	MSCIコクサイ指数 （円ヘッジなし・円ベース）
TMA外国債券マザーファンド	シティ世界国債インデックス （除く日本/円ヘッジなし・円ベース）

(2) 投資態度

主として、国内外の複数の資産（日本株式、日本債券、外国株式、外国債券）のマザーファンド受益証券および短期金融資産へ分散投資し、中長期的な信託財産の成長を目指します。

当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、主にマザーファンドで行うこととなります。

資産配分は、下記＜基本資産配分＞を基準に、原則として一定の範囲内（±5%）に変動幅を抑制します。

＜基本資産配分＞

	日本株式	日本債券	外国株式	外国債券	短期金融資産
未来設計ファンド1	10%	45%	10%	5%	30%
未来設計ファンド2	20%	40%	15%	10%	15%
未来設計ファンド3	30%	30%	25%	10%	5%
未来設計ファンド4	40%	10%	35%	10%	5%
未来設計ファンド5	50%	0%	45%	5%	0%

＜基本資産配分＞は、経済見通し、市況動向等の見通し、各資産のリターン予測等に基づいて、原則として年に1回見直し、委託会社が必要と判断した場合には、配分率を変更することがあります。

株式以外の資産（マザーファンド受益証券を通じて投資する場合は、当該マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、当ファンドの信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として以下の通りとします。

未来設計ファンド1	制限なし
未来設計ファンド2	信託財産総額の75%以下
未来設計ファンド3	信託財産総額の75%以下
未来設計ファンド4	信託財産総額の50%以下
未来設計ファンド5	信託財産総額の50%以下

実質組入れ外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

＜参考情報＞マザーファンドの投資方針、主な投資対象と投資制限（要約）

TMA日本株アクティブマザーファンド

<基本方針> 信託財産の中長期的な成長を目標とし、日本法人の株式に投資します。
TOPIXをベンチマークとし、これを上回る投資成果を目標とします。

(1) 投資対象

証券取引所に上場あるいは店頭市場に登録している日本法人の株式（これらに準じるものも含まれます。）を主要投資対象とします。

(2) 運用方針

ポートフォリオは、セクター判断（業種配分）と銘柄選択を付加価値の源泉として構築します。
セクター判断は、ベンチマークに採用されている銘柄を委託会社独自の業種区分により分類し、各業種の株価時価総額ウエイトを算出したものをベースとし、以下の判断、要因を勘案の上、業種基準ポートフォリオを決定します。

ファンダメンタルズ、バリュエーション、テクニカルの以下3視点による計量分析に定性的判断を加味します。

- ・業種共通のマクロ指標と各業種ごとのセミマクロ指標によるファンダメンタルズ分析
- ・業種別PER、PBR等によるバリュエーション分析
- ・計量的アプローチを用いたテクニカル分析

構造的（長期的）要因と循環的（短期的）要因を考慮します。

当該企業の成長性と株価の割安度の双方をミックスした委託会社独自の分析システムの活用と、企業訪問などによる徹底した調査・分析を基に行います。

成長性、割安度双方の視点のミックス（GARP：Growth at a Reasonable Price）

- ・成長性 - ROE、経常増益率、利益予想変化 など
- ・割安度 - 株価純資産倍率、株価収益率、キャッシュフロー倍率 など

アナリスト、ファンド・マネージャーによる企業訪問など調査・分析

銘柄選択の着眼点としては、市場動向分析や競合状態分析による「事業環境の予測」およびコスト分析、差異化分析や事業戦略分析による同業他社比較における「競争優位の評価」などが中心となります。

基本的には株式への組入比率を高位に保ちますが、資金動向、市況動向によっては実質株式組入比率の調整を機動的に行います。

<投資制限>

- (1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- (2) 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (4) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (5) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

TMA日本債券マザーファンド

<基本方針> 安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目標とし、日本の債券に投資します。
NOMURA - B P I (総合)をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目標とします。

(1) 投資対象

日本の債券を主要投資対象とします。

(2) 運用方針

ポートフォリオは、イールド選択（金利選択）、スプレッド選択および銘柄選択を付加価値の源泉として構築します。

イールド選択（金利選択）

金融政策やインフレ指標等の分析から長短金利の方向性を予測し、たとえば金利低下を予測する場合はデュレーションを長期化、金利上昇を予測する場合はデュレーションを短期化する戦略をとります。

*デュレーションとは、金利の変化に対する債券価格の変動性を示す指標です。その値が大きいほど、金利の変化に対して価格の動きが大きいことを意味します。

スプレッド選択

債券の信用度や流動性等の分析によりスプレッド（国債との利回り較差。信用度が低い企業の発行する債券は国債に比べて、より利回りが高い）の妥当性や変化の方向性を見定め、スプレッド縮小を予測する場合は、スプレッド縮小の恩恵を得られる社債等の比率を高めるなどの戦略をとります。

銘柄選択

債券の残存期間と最終利回りの関係を分析し、相対的に高利回りな銘柄を選別します。社債等においては、ファンドマネージャーによる企業訪問で得た情報等を分析し銘柄を選択します。

基本的には債券への組入比率を高位に保ちますが、資金動向、市況動向によっては実質債券組入比率の調整を機動的に行います。

<投資制限>

- (1) 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。（ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限りません。）
- (2) 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (4) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (5) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

TMA外国株式マザーファンド

<基本方針> 信託財産の中長期的な成長を目標とし、外国の株式に投資します。

M S C Iコクサイ指数(円ヘッジなし・円ベース)をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目標とします。

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 運用方針

ポートフォリオは、個別銘柄の調査・分析に基づいた銘柄選択を付加価値の源泉として構築します。

調査対象銘柄の選定

委託会社が独自に開発した業種別銘柄選別モデルを活用し、主にM S C Iコクサイ指数の構成銘柄から調査対象銘柄を絞り込みます。

個別銘柄の調査・分析

アナリスト・ファンドマネージャーが企業訪問等による情報収集・分析を行います。

ポートフォリオの構築

個別銘柄の情報・分析をもとに、国別配分・業種配分を勘案してポートフォリオを構築します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

基本的には株式への組入比率を高位に保ちますが、資金動向、市況動向によっては実質株式組入比率の調整を機動的に行います。

<投資制限>

(1) 株式への投資割合には、制限を設けません。

(2) 外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。

(3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

(4) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(5) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

(6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

TMA外国債券マザーファンド

<基本方針> 信託財産の中長期的な成長を目標とし、主に外国の国債に投資します。
シティ世界国債インデックス(除く日本/円ヘッジなし・円ベース)をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目標とします。

(1) 投資対象

外国の国債を主要投資対象とします。

(2) 運用方針

ポートフォリオは、国別配分、デュレーション調整、銘柄選択を付加価値の源泉として構築します。

国別配分

各国のファンダメンタルズ(経済の基礎的条件)等を分析することにより金利・為替動向を予測し、それを基に各国債券市場の期待収益率を算出し、期待収益率が高い国の配分を高め、期待収益率が低い国の配分を低める戦略をとります。

デュレーション調整

各国の金融政策やインフレ指標等を分析し、金利低下を予測する国の債券のデュレーションを長期化、金利上昇を予測する国の債券のデュレーションを短期化する戦略をとります。

銘柄選択

国別にデュレーションを決定した後に、債券の残存期間と最終利回りの関係を表す曲線等を分析し、割安な銘柄群から選択します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

基本的には債券への組入比率を高位に保ちますが、資金動向、市況動向によっては実質債券組入比率の調整を機動的に行います。

<投資制限>

- (1) 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。(ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限りします。)
- (2) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (4) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (5) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

大量の追加設定または解約が生じたとき、市況の急激な変化が予想されるとき、ならびに信託財産の規模によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

1. 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- (1) 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。)

有価証券

デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条(先物取引等の運用指図)、第23条(スワップ取引の運用指図)および第24条(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)に定めるものに限りします。)

金銭債権(に掲げるものに該当するものを除きます。)

約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)

- (2) 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

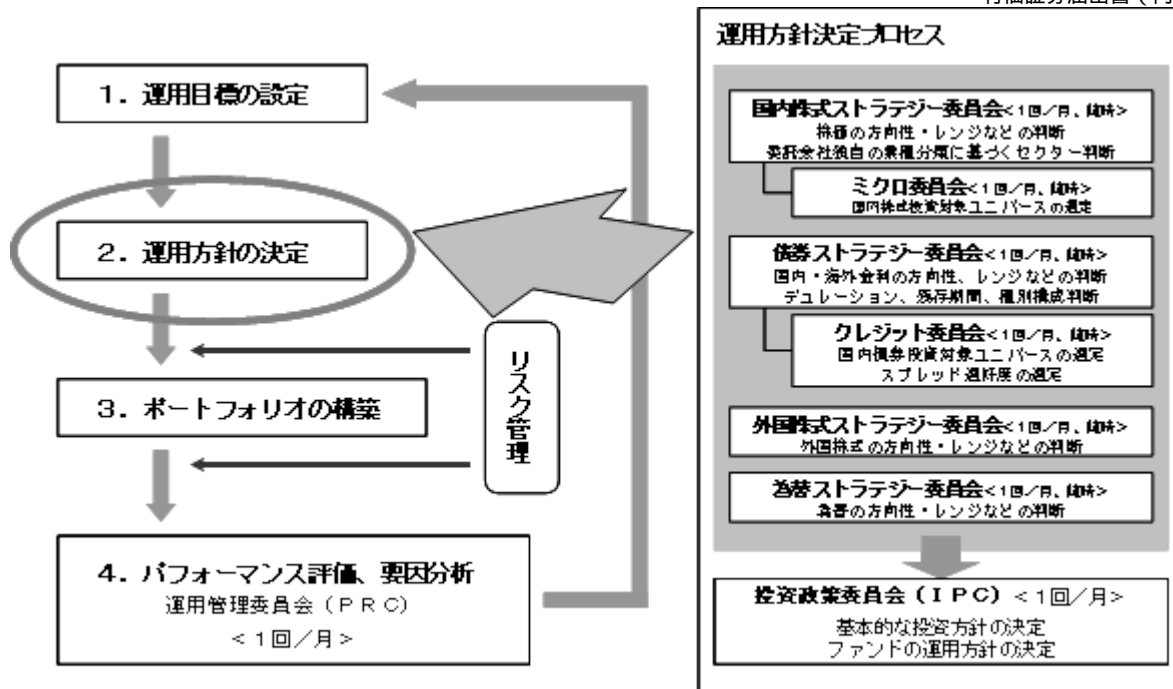
2. 委託会社は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「TMA日本株アクティブマザーファンド」、「TMA日本債券マザーファンド」、「TMA外国株式マザーファンド」および「TMA外国債券マザーファンド」の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- (1) 株券または新株引受権証書
- (2) 国債証券
- (3) 地方債証券
- (4) 特別の法律により法人の発行する債券
- (5) 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)

- (6) 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - (7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 - (8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 - (9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 - (10) コマーシャル・ペーパー
 - (11) 新株引受権証券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。) および新株予約権証券
 - (12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記(1)から(11)までの証券または証書の性質を有するもの
 - (13) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 - (14) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 - (15) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 - (16) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
 - (17) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 - (18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - (19) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 - (20) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 - (21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - (22) 外国の者に対する権利で上記(21)の有価証券の性質を有するもの
なお、(1)の証券または証書、(12)および(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券、(12)および(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものならびに(14)の投資法人債券を以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。
3. 委託会社は、信託金を、上記2. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
- (1) 預金
 - (2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - (3) コール・ローン
 - (4) 手形割引市場において売買される手形
 - (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - (6) 外国の者に対する権利で上記(5)の権利の性質を有するもの
4. 上記2. の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記3. に掲げる金融商品により運用することを指図ができます。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用は、基本資産配分に基づき4資産(日本株式、日本債券、外国株式、外国債券)の各マザーファンド、および短期金融資産への投資を行います。各マザーファンドの運用方針は、毎月開催される投資政策委員会において決定します。



当ファンドは運用戦略部（5名）が社内規則である「投資運用業に係る業務運営規程」に基づき運用を担当します。各マザーファンドについては、日本株式および外国株式を株式運用部（17名）が、日本債券および外国債券を債券運用部（15名）が、同じく「投資運用業に係る業務運営規程」に基づき運用を担当します。

運用におけるリスク管理は、運用管理室（5名）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会（管理本部長を委員長に、運用・営業・商品企画などファンド運用に関係する各部長が参加）において投資行動の評価が行われます。（リスク管理についての詳細は、「3 投資リスク」の「3.管理体制」をご参照ください）

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会（運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加）において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

（上記の体制や人員等については、平成27年3月1日現在）

(4)【配分方針】

年1回（原則として1月25日、休業日の場合は翌営業日）決算を行い、毎決算時に原則として以下の通り収益分配を行う方針です。

分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。なお、収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、投資方針に基づいて運用を行います。信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費（ ）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費（ ）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- （ ）諸経費とは、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）ならびに受託会社の立替えた立替金の利息をいいます。

計算期末において信託財産に損失が生じた場合は、次期に繰越します。

分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販

売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、お支払いします。なお、「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

運用の基本方針に基づく制限(約款別紙「運用の基本方針」)

- a. 「東京海上・未来設計ファンド1」
委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の40以上となる投資の指図をしません。
「東京海上・未来設計ファンド2」
委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の55以上となる投資の指図をしません。
「東京海上・未来設計ファンド3」
委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の70以上となる投資の指図をしません。
「東京海上・未来設計ファンド4」
純資産総額に占める割合には、制限を設けません。
「東京海上・未来設計ファンド5」
純資産総額に占める割合には、制限を設けません。
信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。(以下同じ。)
- b. 「東京海上・未来設計ファンド1」
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の40以上となる投資の指図をしません。
「東京海上・未来設計ファンド2」
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の40以上となる投資の指図をしません。
「東京海上・未来設計ファンド3」
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の50以上となる投資の指図をしません。
「東京海上・未来設計ファンド4」
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の60以上となる投資の指図をしません。
「東京海上・未来設計ファンド5」
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の70以上となる投資の指図をしません。
- c. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- e. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- f. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- g. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権が

それぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

投資する株式等の範囲(約款第19条)

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引(約款第21条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

先物取引等(約款第22条)

- a. 委託会社は、日本国内の証券取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。本書において同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。本書において同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。本書において同じ。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
- b. 委託会社は、日本国内の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、日本国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引(約款第23条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引(約款第24条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

デリバティブ取引等に係る投資制限(約款第24条の2)

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付(約款第25条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- ・株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ・公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. 上記a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入の指図を行うものとします。

公社債の空売(約款第26条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産において借入れた公社債を含みます。)の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a. の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その額を超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入(約款第27条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a. の借入の指図は、当該借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行えるものとします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により上記b. の借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記a. の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。

特別な場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第28条)

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引(約款第29条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 上記a. の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により上記b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入(約款第37条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3【投資リスク】

1. 投資リスク

以下の記載は、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを組み入れることにより、当ファンドが間接的に受ける実質的なリスクを含みます。

(1) 価格変動リスク

当ファンドは、主に株式や公社債など値動きのある証券を実質的な投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

投資信託は預貯金や保険と異なります。

当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が大きく下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、当ファンドの基準価額の下落要因となります。ただし、当ファンドのデュレーションがマイナスとなっている場合は金利の下落が基準価額の下落要因となります。

また、インフレによる資産価値の目減りを回避するため、物価連動国債に投資することがあります。物価連動国債の価格は物価変動の影響を受け、満期時に物価が下落した場合は債券の償還金額が元本を下回ることもあるため、ファンドの基準価額の動きが必ずしも金利動向と一致しない場合があります。

信用リスク

一般に公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、当ファンドの組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たに規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込があった場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てを行います。組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

(2) デリバティブ取引のリスク

当ファンドはデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがあります。実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

2. その他の留意事項

(1) 一般的な留意事項

投資信託は、その商品性格から次の特徴をご理解のうえご購入ください。

- ・投資信託は株式・公社債などの値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。
- ・投資信託は金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。
- ・投資信託は保険契約および預金ではありません。

- ・投資信託は保険契約者保護機構の補償対象契約ではありません。
- ・投資信託は預金保険の対象ではありません。
- ・登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
- ・当ファンドは、主に国内外の株式や公社債を実質的な投資対象としています。当ファンドの基準価額は、組入れた株式や公社債の値動きやそれらの株式や公社債の発行者の信用状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。
- ・委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

(2) 法令・税制・会計等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

(3) その他の留意点

取得申込者から販売会社に申込代金が支払われた場合であっても、販売会社より委託会社に対して申込代金の払込が現実になされるまでは、当ファンドも委託会社もいかなる責任も負わず、かつその後、受託会社に払込がなされるまでは、取得申込者は受益権および受益権に付随するいかなる権利も取得しません。

一部解約金、収益分配金および償還金の支払は全て販売会社を通じて行われます。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって行う責任を負担し、販売会社は販売（申込代金の預り等を含みます。）について責任を負担しており、互いに他について責任を負担しません。

受託会社は、委託会社に収益分配金、一部解約金および償還金を委託会社の指定する預金口座等へ払い込んだ後は、受益者に対し、それらを支払う責任を負いません。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

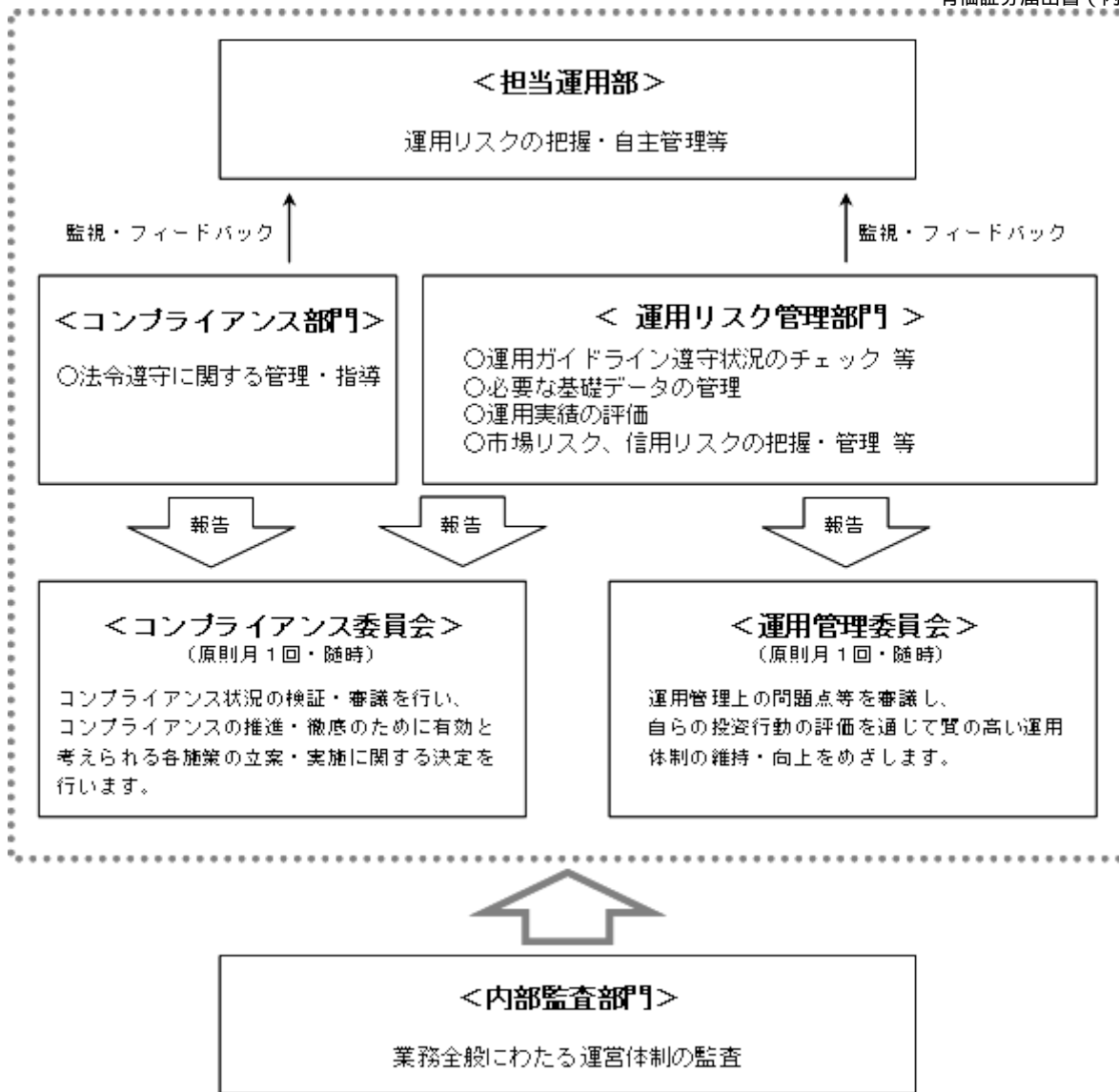
3. 管理体制

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。

法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。

これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。

< リスク管理体制 >



参考情報

東京海上・未来設計ファンド1

●ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額と直近1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したのとして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したのとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

●ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(単位: %)

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	4.0	12.5	19.6	11.8	2.4	7.8	9.4
最大値	12.8	65.0	65.7	71.8	4.5	34.9	43.7
最小値	-2.5	-17.0	-13.6	-22.8	0.4	-12.7	-10.1

※ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

※ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前分配金を再投資したのとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

東京海上・未来設計ファンド2

●ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額と直近1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したのとして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したのとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

●ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(単位: %)

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	6.2	12.5	19.6	11.8	2.4	7.8	9.4
最大値	23.1	65.0	65.7	71.8	4.5	34.9	43.7
最小値	-5.3	-17.0	-13.6	-22.8	0.4	-12.7	-10.1

※ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

※ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前分配金を再投資したのとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

東京海上・未来設計ファンド3

●ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額と直近1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したのとして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したのとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

●ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(単位: %)

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	9.0	12.5	19.6	11.8	2.4	7.8	9.4
最大値	35.6	65.0	65.7	71.8	4.5	34.9	43.7
最小値	-8.7	-17.0	-13.6	-22.8	0.4	-12.7	-10.1

※ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

※ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前分配金を再投資したのとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

東京海上・未来設計ファンド4

●ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額と直近1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したのとして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したのとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

●ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(単位: %)

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	11.5	12.5	19.6	11.8	2.4	7.8	9.4
最大値	48.8	65.0	65.7	71.8	4.5	34.9	43.7
最小値	-12.4	-17.0	-13.6	-22.8	0.4	-12.7	-10.1

※ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

※ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前分配金を再投資したのとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

東京海上・未来設計ファンド5

●ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額と直近1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものと計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したものと計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

●ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(単位: %)

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	14.0	12.5	19.6	11.8	2.4	7.8	9.4
最大値	61.7	65.0	65.7	71.8	4.5	34.9	43.7
最小値	-15.9	-17.0	-13.6	-22.8	0.4	-12.7	-10.1

※ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

※ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前分配金を再投資したものと計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

●代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

日本株 :TOPIX (東証株価指数) (配当込み)

TOPIXは東京証券取引所が発表している東証市場第一部全銘柄の動きを捉える株価指数です。TOPIXの指数値および商標は、東京証券取引所の知的財産であり、TOPIXに関するすべての権利およびノウハウは東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、公表の停止、TOPIXの商標の変更、使用の停止を行う場合があります。

先進国株:MSCIコクサイ指数 (配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)とは、MSCI社が発表している日本を除く主要先進国の株式市場の動きを捉える代表的な株価指標です。同指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社は当ファンドとは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI社が発表している新興国の株式市場の動きを捉える代表的な指標です。同指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社は当ファンドとは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

日本国債:NOMURA-BPI(国債)

NOMURA-BPI(国債)は、野村証券が公表する日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI(国債)に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村証券に帰属します。

先進国債:シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)はCitigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

新興国債:JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしの指数を採用しています。

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに委託会社が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込時の手数料はありません。

(2)【換金(解約)手数料】

換金時(解約時)の手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

委託会社、販売会社および受託会社の信託報酬の総額は信託財産の純資産総額に対し、所定の信託報酬率を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて、毎日計上します。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

の信託報酬（消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬率およびその配分については以下の通りとします。

	信託報酬率	委託会社（税抜） ^{*1}	販売会社（税抜） ^{*2}	受託会社（税抜） ^{*3}
未来設計 ファンド1	年率0.7884% （税抜0.73%）	年率0.28%	年率0.38%	年率0.07%
未来設計 ファンド2	年率1.1232% （税抜1.04%）	年率0.4%	年率0.57%	年率0.07%
未来設計 ファンド3	年率1.458% （税抜1.35%）	年率0.51%	年率0.76%	年率0.08%
未来設計 ファンド4	年率1.7496% （税抜1.62%）	年率0.6%	年率0.94%	年率0.08%
未来設計 ファンド5	年率2.0196% （税抜1.87%）	年率0.69%	年率1.1%	年率0.08%

*1 委託した資金の運用の対価

*2 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

*3 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4)【その他の手数料等】

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用であり、毎日、以下の1年当たりの金額の1日分相当額を計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

純資産総額	財務諸表の監査に要する費用
200億円以下の場合	純資産総額に年率0.0432%を乗じた金額 （上限年43.2万円の1日分相当額）
200億円超の場合	年43.2万円の1日分相当額 + 純資産総額200億円超の部分に年率0.00324%を乗じた金額

信託財産に関する租税および信託事務等に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用、外国における資産の保管等に要する費用等（全て消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

監査費用を除くその他の手数料等については実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)から(4)の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者たる個人または内国法人である受益者に対する課税については、株式投資信託として以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。また、以下は一般的な記載に過ぎませんので、課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家にご確認ください。

< 個人の受益者に対する課税 >

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。申告不要制度の適用がありますが、総合課税または申告分離課

税を選択することも可能です。なお、未来設計ファンド1は、配当控除が適用されません。未来設計ファンド2、未来設計ファンド3、未来設計ファンド4および未来設計ファンド5は、配当控除が適用されます。配当控除は、総合課税を選択した場合には適用がありますが、申告不要制度の適用を受けた場合または申告分離課税を選択した場合には適用がありません。申告分離課税を選択した場合の税率は、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）となります。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（1）は課税されません。

解約時および償還時の譲渡益（解約時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）は、その全額が譲渡所得等の金額とみなされ課税が行われます。譲渡所得等については、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）での取扱いも可能です。）。

なお、解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の譲渡益については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託や上場株式等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

< 法人の受益者に対する課税 >

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の「各受益者の個別元本」（2）超過額については、15.315%の税率による所得税の源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（1）は課税されません。

なお、未来設計ファンド1は、益金不算入制度が適用されません。未来設計ファンド2、未来設計ファンド3、未来設計ファンド4および未来設計ファンド5は、益金不算入制度が適用されます。

- (1) 「元本払戻金（特別分配金）」とは、収益分配金落ち後の基準価額が各受益者の個別元本を下回る場合、収益分配金のうち当該下回る部分に相当する額をさし、元本の一部払戻しに相当するものです。この場合、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。
- (2) 「各受益者の個別元本」とは、原則として各受益者の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、元本払戻金（特別分配金）が支払われた際に調整されます。

* 上記は、平成27年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

5【運用状況】

以下は平成27年2月27日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

東京海上・未来設計ファンド1

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	37,334,235	70.31
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		15,764,813	29.68
合計（純資産総額）		53,099,048	100.00

東京海上・未来設計ファンド2

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	100,269,381	85.34
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		17,212,284	14.65
合計（純資産総額）		117,481,665	100.00

東京海上・未来設計ファンド3

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	335,038,003	95.26
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		16,638,466	4.73
合計（純資産総額）		351,676,469	100.00

東京海上・未来設計ファンド4

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	127,805,298	95.35
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		6,220,350	4.64
合計（純資産総額）		134,025,648	100.00

東京海上・未来設計ファンド5

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	359,735,402	100.17
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		629,512	0.17
合計（純資産総額）		359,105,890	100.00

（ご参考：親投資信託の投資状況）

東京海上・未来設計ファンド1、東京海上・未来設計ファンド2、東京海上・未来設計ファンド3、東京海上・未来設計ファンド4、東京海上・未来設計ファンド5が主要投資対象とする親投資信託の投資状況は以下の通りです。

TMA日本株アクティブマザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	38,865,336,120	98.75
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		490,914,715	1.24
合計（純資産総額）		39,356,250,835	100.00

TMA日本債券マザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	71,399,039,890	83.17
地方債証券	日本	200,337,000	0.23
社債券	日本	13,652,232,702	15.90
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		594,600,012	0.69
合計（純資産総額）		85,846,209,604	100.00

TMA外国株式マザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	13,838,181,147	56.67
	カナダ	1,258,784,455	5.15
	ドイツ	757,655,167	3.10
	イタリア	488,250,180	1.99
	フランス	164,996,270	0.67
	オーストラリア	184,420,698	0.75
	イギリス	1,413,029,343	5.78
	スイス	1,091,522,520	4.47
	香港	157,183,600	0.64
	シンガポール	135,359,280	0.55
	オランダ	498,176,098	2.04
	スペイン	457,472,456	1.87
	ベルギー	726,406,995	2.97
	スウェーデン	192,428,460	0.78
	ノルウェー	164,848,660	0.67
	タイ	261,370,359	1.07
	フィリピン	122,492,000	0.50
	デンマーク	640,297,499	2.62
	アイルランド	622,117,090	2.54
	インド	216,024,900	0.88
キュラソー	100,055,603	0.40	
ジャージー	60,642,796	0.24	
小計	23,551,715,576	96.45	
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		866,407,366	3.54
合計（純資産総額）		24,418,122,942	100.00

TMA外国債券マザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	7,216,449,051	42.75
	カナダ	371,795,317	2.20
	ドイツ	1,024,327,679	6.06
	イタリア	1,784,920,874	10.57
	フランス	1,516,956,232	8.98
	オーストラリア	373,744,466	2.21
	イギリス	1,479,944,098	8.76

	スペイン	1,407,400,655	8.33
	ベルギー	695,088,924	4.11
	メキシコ	346,355,520	2.05
	アイルランド	320,856,228	1.90
	ポーランド	117,490,230	0.69
	小計	16,655,329,274	98.67
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)		223,948,362	1.32
合計(純資産総額)		16,879,277,636	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a. 主要銘柄の明細

東京海上・未来設計ファンド1

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	TMA日本債券マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	17,893,158	1.3259	23,724,928	1.3172	23,568,867	44.38
2	TMA日本株アクティブマザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	4,724,086	1.1074	5,231,777	1.1824	5,585,759	10.51
3	TMA外国株式マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	2,691,258	1.9631	5,283,237	2.0579	5,538,339	10.43
4	TMA外国債券マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	1,155,007	2.2551	2,604,753	2.2868	2,641,270	4.97

東京海上・未来設計ファンド2

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	TMA日本債券マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	34,883,144	1.3259	46,251,561	1.3172	45,948,077	39.11
2	TMA日本株アクティブマザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	20,727,511	1.1073	22,951,573	1.1824	24,508,209	20.86
3	TMA外国株式マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	8,856,868	1.9627	17,383,375	2.0579	18,226,548	15.51
4	TMA外国債券マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	5,066,708	2.2549	11,424,920	2.2868	11,586,547	9.86

東京海上・未来設計ファンド3

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	TMA日本株アクティブマザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	92,031,802	1.1072	101,898,828	1.1824	108,818,402	30.94
2	TMA日本債券マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	77,418,552	1.3255	102,625,888	1.3172	101,975,716	28.99
3	TMA外国株式マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	43,709,990	1.9627	85,790,450	2.0579	89,950,788	25.57

4	TMA外国債券マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	14,996,107	2.2548	33,813,343	2.2868	34,293,097	9.75
---	----------------	----	---------------	------------	--------	------------	--------	------------	------

東京海上・未来設計ファンド4

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額(円)	単価 (円)	金額(円)	
1	TMA日本株アクティブマザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	46,230,272	1.1072	51,186,158	1.1824	54,662,673	40.78
2	TMA外国株式マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	23,057,947	1.9626	45,253,527	2.0579	47,450,949	35.40
3	TMA外国債券マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	5,643,448	2.2547	12,724,283	2.2868	12,905,436	9.62
4	TMA日本債券マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	9,707,137	1.3256	12,867,781	1.3172	12,786,240	9.54

東京海上・未来設計ファンド5

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額(円)	単価 (円)	金額(円)	
1	TMA日本株アクティブマザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	153,115,344	1.1073	169,547,166	1.1824	181,043,582	50.41
2	TMA外国株式マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	78,515,517	1.9627	154,104,335	2.0579	161,577,082	44.99
3	TMA外国債券マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	7,484,143	2.2547	16,874,574	2.2868	17,114,738	4.76

b. 投資有価証券の種類

東京海上・未来設計ファンド1

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	70.31
合計	70.31

東京海上・未来設計ファンド2

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	85.34
合計	85.34

東京海上・未来設計ファンド3

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	95.26
合計	95.26

東京海上・未来設計ファンド4

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	95.35

合 計	95.35
-----	-------

東京海上・未来設計ファンド5

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.17
合 計	100.17

【投資不動産物件】

東京海上・未来設計ファンド1
該当事項はありません。

東京海上・未来設計ファンド2
該当事項はありません。

東京海上・未来設計ファンド3
該当事項はありません。

東京海上・未来設計ファンド4
該当事項はありません。

東京海上・未来設計ファンド5
該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

東京海上・未来設計ファンド1
該当事項はありません。

東京海上・未来設計ファンド2
該当事項はありません。

東京海上・未来設計ファンド3
該当事項はありません。

東京海上・未来設計ファンド4
該当事項はありません。

東京海上・未来設計ファンド5
該当事項はありません。

(ご参考：親投資信託の投資資産)

投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

TMA日本株アクティブマザーファンド

順位	銘柄名	地域	業種	種類	株式数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
						単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	トヨタ自動車	日本	輸送用機器	株式	224,900	5,426.66	1,220,455,834	8,063.00	1,813,368,700	4.60
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本	銀行業	株式	2,183,600	583.18	1,273,431,848	777.70	1,698,185,720	4.31
3	富士重工	日本	輸送用機器	株式	335,800	2,638.09	885,870,622	4,061.00	1,363,683,800	3.46
4	ブリヂストン	日本	ゴム製品	株式	241,200	3,527.95	850,941,540	4,584.00	1,105,660,800	2.80
5	KDDI	日本	情報・通信業	株式	117,000	5,695.91	666,421,470	8,290.00	969,930,000	2.46
6	村田製作所	日本	電気機器	株式	64,800	10,612.98	687,721,104	14,745.00	955,476,000	2.42
7	ソフトバンク	日本	情報・通信業	株式	127,700	7,957.76	1,016,205,952	7,367.00	940,765,900	2.39

8	楽天	日本	サービス業	株式	447,900	1,390.55	622,827,345	1,992.00	892,216,800	2.26
9	アステラス製薬	日本	医薬品	株式	446,700	1,214.78	542,642,226	1,901.00	849,176,700	2.15
10	オリックス	日本	その他金融業	株式	477,000	1,405.51	670,428,270	1,696.50	809,230,500	2.05
11	第一生命保険	日本	保険業	株式	440,300	1,581.25	696,224,375	1,808.50	796,282,550	2.02
12	ファナック	日本	電気機器	株式	34,100	17,698.67	603,524,647	22,945.00	782,424,500	1.98
13	清水建設	日本	建設業	株式	873,000	619.80	541,085,400	853.00	744,669,000	1.89
14	セイコーエプソン	日本	電気機器	株式	168,800	3,394.11	572,925,768	4,395.00	741,876,000	1.88
15	小野薬品工業	日本	医薬品	株式	57,700	8,934.33	515,510,841	11,900.00	686,630,000	1.74
16	スルガ銀行	日本	銀行業	株式	266,700	1,900.57	506,882,019	2,514.00	670,483,800	1.70
17	セブン銀行	日本	銀行業	株式	1,105,800	368.14	407,089,212	580.00	641,364,000	1.62
18	エムスリー	日本	サービス業	株式	239,200	1,554.92	371,936,864	2,658.00	635,793,600	1.61
19	東日本旅客鉄道	日本	陸運業	株式	56,900	7,247.30	412,371,370	10,035.00	570,991,500	1.45
20	富士フィルムホールディングス	日本	化学	株式	137,500	3,705.45	509,499,375	4,122.50	566,843,750	1.44
21	新日鐵住金	日本	鉄鋼	株式	1,757,000	284.74	500,288,180	317.80	558,374,600	1.41
22	日立キャピタル	日本	その他金融業	株式	220,600	2,379.18	524,847,108	2,457.00	542,014,200	1.37
23	デンソー	日本	輸送用機器	株式	93,800	4,642.06	435,425,228	5,618.00	526,968,400	1.33
24	日野自動車	日本	輸送用機器	株式	279,800	1,434.22	401,294,756	1,822.00	509,795,600	1.29
25	三菱電機	日本	電気機器	株式	363,000	1,159.84	421,021,920	1,401.00	508,563,000	1.29
26	明治ホールディングス	日本	食料品	株式	34,200	6,537.75	223,591,050	14,270.00	488,034,000	1.24
27	カシオ計算機	日本	電気機器	株式	227,600	1,733.93	394,642,468	2,094.00	476,594,400	1.21
28	サイバーエージェント	日本	サービス業	株式	75,000	4,148.68	311,151,000	6,170.00	462,750,000	1.17
29	ドンキホーテホールディングス	日本	小売業	株式	49,600	6,014.65	298,326,640	9,290.00	460,784,000	1.17
30	三井住友トラスト・ホールディングス	日本	銀行業	株式	921,000	452.82	417,047,220	495.50	456,355,500	1.15

TMA日本債券マザーファンド

順位	銘柄名	地域	種類	利率	償還期限	額面	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
							単価 (円)	金額(円)	単価 (円)	金額(円)	
1	第328回利付国債(10年)	日本	国債証券	0.6	2023/03/20	7,490,000,000	102.52	7,679,250,400	103.12	7,724,137,400	8.99
2	第323回利付国債(10年)	日本	国債証券	0.9	2022/06/20	4,380,000,000	104.26	4,566,926,600	105.49	4,620,462,000	5.38
3	第122回利付国債(5年)	日本	国債証券	0.1	2019/12/20	4,170,000,000	100.34	4,184,317,600	100.14	4,175,963,100	4.86
4	第325回利付国債(10年)	日本	国債証券	0.8	2022/09/20	3,600,000,000	103.05	3,710,043,400	104.73	3,770,460,000	4.39
5	第330回利付国債(10年)	日本	国債証券	0.8	2023/09/20	2,650,000,000	103.82	2,751,481,600	104.73	2,775,477,500	3.23
6	第116回利付国債(5年)	日本	国債証券	0.2	2018/12/20	2,620,000,000	100.62	2,636,272,000	100.62	2,636,401,200	3.07
7	第113回利付国債(5年)	日本	国債証券	0.3	2018/06/20	2,470,000,000	100.82	2,490,337,600	100.92	2,492,798,100	2.90
8	第346回利付国債(2年)	日本	国債証券	0.1	2016/11/15	2,150,000,000	100.17	2,153,804,600	100.16	2,153,461,500	2.50
9	第324回利付国債(10年)	日本	国債証券	0.8	2022/06/20	1,980,000,000	103.53	2,050,030,900	104.76	2,074,406,400	2.41
10	第133回利付国債(20年)	日本	国債証券	1.8	2031/12/20	1,760,000,000	113.35	1,994,973,500	113.88	2,004,305,600	2.33
11	第29回利付国債(30年)	日本	国債証券	2.4	2038/09/20	1,590,000,000	118.87	1,890,119,400	122.25	1,943,902,200	2.26
12	第107回利付国債(5年)	日本	国債証券	0.2	2017/12/20	1,930,000,000	100.37	1,937,175,000	100.53	1,940,248,300	2.26
13	第120回利付国債(5年)	日本	国債証券	0.2	2019/09/20	1,880,000,000	100.30	1,885,822,100	100.61	1,891,505,600	2.20
14	第312回利付国債(10年)	日本	国債証券	1.2	2020/12/20	1,530,000,000	106.31	1,626,670,900	106.55	1,630,337,400	1.89
15	第150回利付国債(20年)	日本	国債証券	1.4	2034/09/20	1,530,000,000	102.71	1,571,596,700	104.57	1,599,982,200	1.86

16	第327回利付国債(10年)	日本	国債証券	0.8	2022/12/20	1,380,000,000	103.98	1,434,929,600	104.72	1,445,246,400	1.68
17	第31回利付国債(30年)	日本	国債証券	2.2	2039/09/20	1,030,000,000	115.07	1,185,226,500	118.40	1,219,540,600	1.42
18	第123回利付国債(20年)	日本	国債証券	2.1	2030/12/20	1,020,000,000	118.18	1,205,473,000	118.90	1,212,800,400	1.41
19	第77回利付国債(20年)	日本	国債証券	2.0	2025/03/20	1,020,000,000	116.03	1,183,526,400	116.23	1,185,637,800	1.38
20	第83回利付国債(20年)	日本	国債証券	2.1	2025/12/20	1,000,000,000	116.76	1,167,646,900	117.90	1,179,040,000	1.37
21	第326回利付国債(10年)	日本	国債証券	0.7	2022/12/20	1,120,000,000	103.01	1,153,740,100	103.95	1,164,340,800	1.35
22	第148回利付国債(20年)	日本	国債証券	1.5	2034/03/20	900,000,000	107.58	968,220,000	106.88	961,992,000	1.12
23	第349回利付国債(2年)	日本	国債証券	0.1	2017/02/15	910,000,000	100.10	910,910,000	100.17	911,601,600	1.06
24	第26回利付国債(30年)	日本	国債証券	2.4	2037/03/20	700,000,000	118.96	832,739,700	121.77	852,390,000	0.99
25	第19回利付国債(30年)	日本	国債証券	2.3	2035/06/20	680,000,000	115.99	788,758,700	120.11	816,754,800	0.95
26	第24回利付国債(30年)	日本	国債証券	2.5	2036/09/20	660,000,000	117.41	774,960,600	123.74	816,697,200	0.95
27	第140回利付国債(20年)	日本	国債証券	1.7	2032/09/20	690,000,000	111.78	771,302,500	111.70	770,743,800	0.89
28	第33回利付国債(30年)	日本	国債証券	2.0	2040/09/20	630,000,000	110.22	694,394,700	114.19	719,409,600	0.83
29	第22回利付国債(30年)	日本	国債証券	2.5	2036/03/20	570,000,000	123.68	705,022,800	123.71	705,169,800	0.82
30	第337回利付国債(10年)	日本	国債証券	0.3	2024/12/20	660,000,000	99.30	655,384,200	99.66	657,802,200	0.76

TMA外国株式マザーファンド

順位	銘柄名	地域	業種	種類	株式数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
						単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	VIACOM INC CL B	アメリカ	メディア	株式	76,000	8,931.34	678,782,267	8,302.38	630,981,237	2.58
2	ACTAVIS PLC	アイルランド	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	株式	18,000	32,283.02	581,094,495	34,562.06	622,117,090	2.54
3	INTACT FINANCIAL CORP	カナダ	保険	株式	72,000	7,026.78	505,928,797	8,582.07	617,909,385	2.53
4	Fresenius SE & CO KG	ドイツ	ヘルスケア機器・サービス	株式	87,000	5,162.92	449,174,140	6,614.33	575,447,449	2.35
5	AZIMUT HOLDING SPA	イタリア	各種金融	株式	150,000	2,620.79	393,119,288	3,111.37	466,705,800	1.91
6	MASTERCARD INC-CLASS A	アメリカ	ソフトウェア・サービス	株式	42,000	9,256.50	388,773,293	10,884.58	457,152,368	1.87
7	DISCOVER FINANCIAL SERVICES	アメリカ	各種金融	株式	62,500	7,024.49	439,030,732	7,306.48	456,655,012	1.87
8	ANHEUSER-BUSCH INBEV	ベルギー	食品・飲料・タバコ	株式	30,000	11,309.79	339,293,860	15,182.64	455,479,200	1.86
9	AUTOZONE INC	アメリカ	小売	株式	5,900	63,201.17	372,886,920	76,925.57	453,860,874	1.85
10	APPLE INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	株式	29,000	13,014.23	377,412,860	15,554.59	451,083,314	1.84
11	REED ELSEVIER NV	オランダ	メディア	株式	144,100	2,119.68	305,447,184	2,977.72	429,089,740	1.75
12	NIKE INC -CL B	アメリカ	耐久消費財・アパレル	株式	37,000	9,905.69	366,510,806	11,567.99	428,015,900	1.75
13	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	株式	58,000	6,578.52	381,554,548	7,330.33	425,159,383	1.74
14	UNION PACIFIC CORP	アメリカ	運輸	株式	29,000	14,583.94	422,934,501	14,403.04	417,688,310	1.71
15	NOVARTIS AG-REG SHS	スイス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	株式	34,000	11,300.75	384,225,563	12,278.56	417,471,210	1.70

16	MARSH & MCLENNAN COS	アメリカ	保険	株式	60,000	6,743.99	404,639,540	6,799.58	407,974,962	1.67
17	H LUNDBECK A/S	デンマーク	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	株式	170,195	2,480.48	422,165,912	2,373.07	403,885,499	1.65
18	AMADEUS IT HOLDING SA-A SHS	スペイン	ソフトウェア・サービス	株式	80,000	4,189.92	335,194,200	4,894.93	391,594,500	1.60
19	LKQ CORP	アメリカ	小売	株式	125,000	3,487.22	435,902,929	2,955.51	369,438,825	1.51
20	HDFC Bank Ltd	アメリカ	銀行	株式	50,000	6,205.61	310,280,905	7,296.93	364,846,930	1.49
21	THE WALT DISNEY CO	アメリカ	メディア	株式	27,000	10,084.90	272,292,447	12,470.87	336,713,522	1.37
22	PRICELINE GROUP INC	アメリカ	小売	株式	2,100	128,060.19	268,926,401	148,043.88	310,892,163	1.27
23	HERSHEY CO/THE	アメリカ	食品・飲料・タバコ	株式	25,000	12,181.25	304,531,333	12,359.95	308,998,752	1.26
24	3M CO	アメリカ	資本財	株式	15,000	15,651.80	234,777,031	20,229.38	303,440,770	1.24
25	CELGENE CORP	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	株式	20,000	9,984.09	199,681,834	14,711.95	294,239,090	1.20
26	ABERDEEN ASSET MGMT PLC	イギリス	各種金融	株式	330,000	762.82	251,731,951	875.41	288,887,956	1.18
27	LOCKHEED MARTIN CORP	アメリカ	資本財	株式	12,000	22,823.99	273,887,882	24,012.62	288,151,549	1.18
28	ROCHE HOLDING AG-GENUSSS	スイス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	株式	8,500	32,523.49	276,449,733	32,400.90	275,407,650	1.12
29	HOME DEPOT INC	アメリカ	小売	株式	20,000	9,347.18	186,943,798	13,761.37	275,227,452	1.12
30	M & T BANK CORP	アメリカ	銀行	株式	19,000	14,385.12	273,317,359	14,473.41	274,994,875	1.12

TMA外国債券マザーファンド

順位	銘柄名	地域	種類	利率	償還期限	額面	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
							単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	T 0 3/8 04/30/16	アメリカ	国債証券	0.375	2016/04/30	5,150,000	11,925.80	614,179,075	11,927.93	614,288,489	3.63
2	T 0 1/4 12/31/15	アメリカ	国債証券	0.250	2015/12/31	5,100,000	11,923.15	608,080,800	11,927.93	608,324,524	3.60
3	SPGB 0 1/2 10/31/17	スペイン	国債証券	0.500	2017/10/31	4,200,000	13,359.57	561,102,260	13,449.86	564,894,445	3.34
4	T 1 11/30/19	アメリカ	国債証券	1.000	2019/11/30	4,650,000	11,719.67	544,964,896	11,647.46	541,606,932	3.20
5	T 0 1/4 12/15/15	アメリカ	国債証券	0.250	2015/12/15	4,500,000	11,901.95	535,587,898	11,931.65	536,924,656	3.18
6	T 1 09/15/17	アメリカ	国債証券	1.000	2017/09/15	3,700,000	12,042.69	445,579,600	11,955.88	442,367,772	2.62
7	T 0 3/8 01/15/16	アメリカ	国債証券	0.375	2016/01/15	3,550,000	11,949.82	424,218,902	11,942.84	423,970,840	2.51
8	T 1 3/4 05/15/23	アメリカ	国債証券	1.750	2023/05/15	3,300,000	11,733.23	387,196,712	11,757.41	387,994,627	2.29
9	T 3 3/4 11/15/43	アメリカ	国債証券	3.750	2043/11/15	2,600,000	12,518.57	325,483,059	14,732.64	383,048,650	2.26
10	T 2 3/4 08/15/42	アメリカ	国債証券	2.750	2042/08/15	3,050,000	10,556.48	321,972,924	12,264.31	374,061,468	2.21
11	BTPS 3 3/4 09/01/24	イタリア	国債証券	3.750	2024/09/01	2,100,000	15,086.19	316,810,107	16,234.46	340,923,775	2.01
12	SPGB 2 3/4 04/30/19	スペイン	国債証券	2.750	2019/04/30	2,300,000	14,351.38	330,081,820	14,617.96	336,213,281	1.99
13	IRISH 5 1/2 10/18/17	アイルランド	国債証券	5.500	2017/10/18	2,100,000	15,308.40	321,476,497	15,278.86	320,856,228	1.90
14	BGB 1 1/4 06/22/18	ベルギー	国債証券	1.250	2018/06/22	2,300,000	13,643.23	313,794,429	13,948.38	320,812,791	1.90
15	BTPS 2 1/2 05/01/19	イタリア	国債証券	2.500	2019/05/01	2,200,000	14,279.16	314,141,652	14,480.97	318,581,505	1.88
16	UKT 4 1/2 12/07/42	イギリス	国債証券	4.500	2042/12/07	1,210,000	22,742.68	275,186,440	26,267.32	317,834,622	1.88
17	T 2 1/2 05/15/24	アメリカ	国債証券	2.500	2024/05/15	2,550,000	12,355.18	315,057,296	12,426.44	316,874,299	1.87
18	UKT 4 3/4 12/07/38	イギリス	国債証券	4.750	2038/12/07	1,150,000	22,530.19	259,097,254	26,458.08	304,267,924	1.80

19	T 1 3/8 06/30/18	アメリカ	国債証券	1.375	2018/06/30	2,400,000	11,895.98	285,503,755	12,007.13	288,171,228	1.70
20	CAN 2 1/2 06/01/24	カナダ	国債証券	2.500	2024/06/01	2,700,000	9,629.28	259,990,673	10,579.97	285,659,426	1.69
21	T 0 3/8 03/31/16	アメリカ	国債証券	0.375	2016/03/31	2,300,000	11,939.57	274,610,322	11,935.38	274,513,882	1.62
22	MBONO 10 12/05/24	メキシコ	国債証券	10.000	2024/12/05	25,200,000	1,068.65	269,302,065	1,060.27	267,188,544	1.58
23	T 2 02/28/21	アメリカ	国債証券	2.000	2021/02/28	2,200,000	11,973.60	263,419,200	12,106.83	266,350,410	1.57
24	UKT 1 3/4 07/22/19	イギリス	国債証券	1.750	2019/07/22	1,410,000	18,321.42	258,332,022	18,871.43	266,087,170	1.57
25	T 6 1/4 05/15/30	アメリカ	国債証券	6.250	2030/05/15	1,450,000	17,013.68	246,698,385	18,004.17	261,060,597	1.54
26	DBR 2 1/2 08/15/46	ドイツ	国債証券	2.500	2046/08/15	1,330,000	16,805.72	223,516,153	18,931.52	251,789,249	1.49
27	FRTR 2 1/2 05/25/30	フランス	国債証券	2.500	2030/05/25	1,500,000	15,968.50	239,527,530	16,361.43	245,421,495	1.45
28	BTPS 3 3/4 05/01/21	イタリア	国債証券	3.750	2021/05/01	1,550,000	14,987.52	232,306,687	15,682.49	243,078,610	1.44
29	FRTR 2 1/2 10/25/20	フランス	国債証券	2.500	2020/10/25	1,550,000	15,092.55	233,934,678	15,216.05	235,848,813	1.39
30	ACGB 2 3/4 04/21/24	オーストラリア	国債証券	2.750	2024/04/21	2,450,000	8,773.37	214,947,662	9,604.89	235,319,934	1.39

b. 投資有価証券の種類

TMA日本株アクティブマザーファンド

種類	国内 / 国外	業種	投資比率 (%)
株式	国内	建設業	2.81
		食料品	2.81
		繊維製品	0.89
		化学	4.93
		医薬品	6.81
		石油・石炭製品	0.48
		ゴム製品	2.80
		鉄鋼	1.41
		非鉄金属	1.12
		機械	3.26
		電気機器	13.29
		輸送用機器	13.70
		精密機器	1.38
		その他製品	1.51
		電気・ガス業	0.83
		陸運業	2.58
		海運業	0.47
		情報・通信業	7.01
		卸売業	1.76
		小売業	4.52
銀行業	8.80		
証券、商品先物取引業	0.78		
保険業	2.02		
その他金融業	3.43		
不動産業	1.59		
サービス業	7.63		
合計			98.75

TMA日本債券マザーファンド

種類	投資比率(%)
国債証券	83.17
地方債証券	0.23
社債券	15.90
合計	99.30

TMA外国株式マザーファンド

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	エネルギー	7.23
		素材	4.15
		資本財	3.53
		運輸	2.75
		耐久消費財・アパレル	2.81
		メディア	5.72
		小売	6.20
		食品・生活必需品小売り	2.22
		食品・飲料・タバコ	6.84
		家庭用品・パーソナル用品	0.54
		ヘルスケア機器・サービス	5.27
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	14.25
		銀行	7.23
		各種金融	5.83
		保険	5.87
		ソフトウェア・サービス	8.33
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.28
電気通信サービス	2.79		
公益事業	2.09		
半導体・半導体製造装置	0.41		
合計			96.45

TMA外国債券マザーファンド

種類	投資比率(%)
国債証券	98.67
合計	98.67

投資不動産物件

TMA日本株アクティブマザーファンド

該当事項はありません。

TMA日本債券マザーファンド

該当事項はありません。

TMA外国株式マザーファンド

該当事項はありません。

T M A 外国債券マザーファンド
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
T M A 日本株アクティブマザーファンド
該当事項はありません。

T M A 日本債券マザーファンド
該当事項はありません。

T M A 外国株式マザーファンド
該当事項はありません。

T M A 外国債券マザーファンド
該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

東京海上・未来設計ファンド1

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第5計算期間末	(平成18年 1月25日)	46	46	1.0528	1.0528
第6計算期間末	(平成19年 1月25日)	64	64	1.0832	1.0832
第7計算期間末	(平成20年 1月25日)	82	82	1.0562	1.0562
第8計算期間末	(平成21年 1月26日)	97	97	0.9252	0.9252
第9計算期間末	(平成22年 1月25日)	125	125	0.9968	0.9968
第10計算期間末	(平成23年 1月25日)	148	148	1.0116	1.0116
第11計算期間末	(平成24年 1月25日)	159	159	0.9912	0.9912
第12計算期間末	(平成25年 1月25日)	166	166	1.0589	1.0589
第13計算期間末	(平成26年 1月27日)	93	93	1.1491	1.1491
第14計算期間末	(平成27年 1月26日)	52	52	1.2191	1.2191
	平成26年 2月末日	91	-	1.1529	-
	3月末日	74	-	1.1516	-
	4月末日	58	-	1.1472	-
	5月末日	57	-	1.1538	-
	6月末日	56	-	1.1628	-
	7月末日	56	-	1.1691	-
	8月末日	55	-	1.1738	-
	9月末日	57	-	1.1855	-
	10月末日	55	-	1.1895	-
	11月末日	51	-	1.2173	-
	12月末日	52	-	1.2254	-
	平成27年 1月末日	52	-	1.2196	-
	2月末日	53	-	1.2295	-

東京海上・未来設計ファンド2

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第5計算期間末	(平成18年 1月25日)	84	84	1.1090	1.1090
第6計算期間末	(平成19年 1月25日)	123	123	1.1636	1.1636
第7計算期間末	(平成20年 1月25日)	141	141	1.0996	1.0996
第8計算期間末	(平成21年 1月26日)	163	163	0.8594	0.8594
第9計算期間末	(平成22年 1月25日)	236	236	0.9724	0.9724
第10計算期間末	(平成23年 1月25日)	281	281	0.9868	0.9868
第11計算期間末	(平成24年 1月25日)	289	289	0.9410	0.9410
第12計算期間末	(平成25年 1月25日)	339	339	1.0473	1.0473
第13計算期間末	(平成26年 1月27日)	190	190	1.2030	1.2030
第14計算期間末	(平成27年 1月26日)	115	115	1.3178	1.3178
平成26年 2月末日		188	-	1.2073	-
3月末日		149	-	1.2062	-
4月末日		146	-	1.1963	-
5月末日		142	-	1.2076	-
6月末日		138	-	1.2241	-
7月末日		119	-	1.2355	-
8月末日		113	-	1.2425	-
9月末日		114	-	1.2650	-
10月末日		112	-	1.2705	-
11月末日		115	-	1.3199	-
12月末日		116	-	1.3298	-
平成27年 1月末日		115	-	1.3198	-
2月末日		117	-	1.3422	-

東京海上・未来設計ファンド3

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第5計算期間末	(平成18年 1月25日)	213	213	1.1520	1.1520
第6計算期間末	(平成19年 1月25日)	364	364	1.2402	1.2402
第7計算期間末	(平成20年 1月25日)	488	488	1.1243	1.1243
第8計算期間末	(平成21年 1月26日)	469	469	0.7701	0.7701
第9計算期間末	(平成22年 1月25日)	715	715	0.9240	0.9240
第10計算期間末	(平成23年 1月25日)	832	832	0.9438	0.9438
第11計算期間末	(平成24年 1月25日)	803	803	0.8695	0.8695
第12計算期間末	(平成25年 1月25日)	963	963	1.0092	1.0092
第13計算期間末	(平成26年 1月27日)	598	598	1.2338	1.2338
第14計算期間末	(平成27年 1月26日)	348	348	1.3984	1.3984
平成26年 2月末日		572	-	1.2396	-
3月末日		502	-	1.2382	-
4月末日		459	-	1.2223	-

5月末日	438	-	1.2389	-
6月末日	431	-	1.2634	-
7月末日	405	-	1.2804	-
8月末日	400	-	1.2899	-
9月末日	399	-	1.3245	-
10月末日	391	-	1.3314	-
11月末日	355	-	1.4049	-
12月末日	352	-	1.4164	-
平成27年 1月末日	348	-	1.4012	-
2月末日	351	-	1.4411	-

東京海上・未来設計ファンド4

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第5計算期間末	(平成18年 1月25日)	119	119	1.1632	1.1632
第6計算期間末	(平成19年 1月25日)	201	201	1.2860	1.2860
第7計算期間末	(平成20年 1月25日)	228	228	1.1162	1.1162
第8計算期間末	(平成21年 1月26日)	189	189	0.6516	0.6516
第9計算期間末	(平成22年 1月25日)	309	309	0.8266	0.8266
第10計算期間末	(平成23年 1月25日)	363	363	0.8466	0.8466
第11計算期間末	(平成24年 1月25日)	345	345	0.7502	0.7502
第12計算期間末	(平成25年 1月25日)	430	430	0.9044	0.9044
第13計算期間末	(平成26年 1月27日)	240	240	1.1727	1.1727
第14計算期間末	(平成27年 1月26日)	136	136	1.3695	1.3695
平成26年 2月末日		237	-	1.1791	-
3月末日		202	-	1.1776	-
4月末日		191	-	1.1569	-
5月末日		180	-	1.1771	-
6月末日		174	-	1.2070	-
7月末日		166	-	1.2281	-
8月末日		162	-	1.2390	-
9月末日		162	-	1.2830	-
10月末日		157	-	1.2903	-
11月末日		143	-	1.3818	-
12月末日		138	-	1.3926	-
平成27年 1月末日		136	-	1.3730	-
2月末日		134	-	1.4288	-

東京海上・未来設計ファンド5

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第5計算期間末	(平成18年 1月25日)	175	175	1.1764	1.1764
第6計算期間末	(平成19年 1月25日)	265	265	1.3290	1.3290

第7計算期間末	(平成20年 1月25日)	301	301	1.1040	1.1040
第8計算期間末	(平成21年 1月26日)	257	257	0.5602	0.5602
第9計算期間末	(平成22年 1月25日)	475	475	0.7473	0.7473
第10計算期間末	(平成23年 1月25日)	571	571	0.7711	0.7711
第11計算期間末	(平成24年 1月25日)	536	536	0.6588	0.6588
第12計算期間末	(平成25年 1月25日)	691	691	0.8168	0.8168
第13計算期間末	(平成26年 1月27日)	496	496	1.1184	1.1184
第14計算期間末	(平成27年 1月26日)	342	342	1.3412	1.3412
平成26年 2月末日		486	-	1.1247	-
3月末日		440	-	1.1222	-
4月末日		395	-	1.0971	-
5月末日		387	-	1.1210	-
6月末日		387	-	1.1561	-
7月末日		366	-	1.1805	-
8月末日		343	-	1.1922	-
9月末日		352	-	1.2433	-
10月末日		351	-	1.2515	-
11月末日		363	-	1.3554	-
12月末日		349	-	1.3660	-
平成27年 1月末日		343	-	1.3445	-
2月末日		359	-	1.4145	-

【分配の推移】

東京海上・未来設計ファンド1
該当事項はありません。

東京海上・未来設計ファンド2
該当事項はありません。

東京海上・未来設計ファンド3
該当事項はありません。

東京海上・未来設計ファンド4
該当事項はありません。

東京海上・未来設計ファンド5
該当事項はありません。

【収益率の推移】

東京海上・未来設計ファンド1

期	計算期間	収益率(%) (分配付)
第5計算期間	平成17年 1月26日～平成18年 1月25日	7.6
第6計算期間	平成18年 1月26日～平成19年 1月25日	2.9
第7計算期間	平成19年 1月26日～平成20年 1月25日	2.5
第8計算期間	平成20年 1月26日～平成21年 1月26日	12.4
第9計算期間	平成21年 1月27日～平成22年 1月25日	7.7
第10計算期間	平成22年 1月26日～平成23年 1月25日	1.5
第11計算期間	平成23年 1月26日～平成24年 1月25日	2.0

第12計算期間	平成24年 1月26日～平成25年 1月25日	6.8
第13計算期間	平成25年 1月26日～平成26年 1月27日	8.5
第14計算期間	平成26年 1月28日～平成27年 1月26日	6.1

東京海上・未来設計ファンド2

期	計算期間	収益率(%) (分配付)
第5計算期間	平成17年 1月26日～平成18年 1月25日	14.5
第6計算期間	平成18年 1月26日～平成19年 1月25日	4.9
第7計算期間	平成19年 1月26日～平成20年 1月25日	5.5
第8計算期間	平成20年 1月26日～平成21年 1月26日	21.8
第9計算期間	平成21年 1月27日～平成22年 1月25日	13.1
第10計算期間	平成22年 1月26日～平成23年 1月25日	1.5
第11計算期間	平成23年 1月26日～平成24年 1月25日	4.6
第12計算期間	平成24年 1月26日～平成25年 1月25日	11.3
第13計算期間	平成25年 1月26日～平成26年 1月27日	14.9
第14計算期間	平成26年 1月28日～平成27年 1月26日	9.5

東京海上・未来設計ファンド3

期	計算期間	収益率(%) (分配付)
第5計算期間	平成17年 1月26日～平成18年 1月25日	22.6
第6計算期間	平成18年 1月26日～平成19年 1月25日	7.7
第7計算期間	平成19年 1月26日～平成20年 1月25日	9.3
第8計算期間	平成20年 1月26日～平成21年 1月26日	31.5
第9計算期間	平成21年 1月27日～平成22年 1月25日	20.0
第10計算期間	平成22年 1月26日～平成23年 1月25日	2.1
第11計算期間	平成23年 1月26日～平成24年 1月25日	7.9
第12計算期間	平成24年 1月26日～平成25年 1月25日	16.1
第13計算期間	平成25年 1月26日～平成26年 1月27日	22.3
第14計算期間	平成26年 1月28日～平成27年 1月26日	13.3

東京海上・未来設計ファンド4

期	計算期間	収益率(%) (分配付)
第5計算期間	平成17年 1月26日～平成18年 1月25日	30.9
第6計算期間	平成18年 1月26日～平成19年 1月25日	10.6
第7計算期間	平成19年 1月26日～平成20年 1月25日	13.2
第8計算期間	平成20年 1月26日～平成21年 1月26日	41.6
第9計算期間	平成21年 1月27日～平成22年 1月25日	26.9
第10計算期間	平成22年 1月26日～平成23年 1月25日	2.4
第11計算期間	平成23年 1月26日～平成24年 1月25日	11.4
第12計算期間	平成24年 1月26日～平成25年 1月25日	20.6
第13計算期間	平成25年 1月26日～平成26年 1月27日	29.7
第14計算期間	平成26年 1月28日～平成27年 1月26日	16.8

東京海上・未来設計ファンド5

期	計算期間	収益率(%) (分配付)
---	------	--------------

第5計算期間	平成17年 1月26日～平成18年 1月25日	38.9
第6計算期間	平成18年 1月26日～平成19年 1月25日	13.0
第7計算期間	平成19年 1月26日～平成20年 1月25日	16.9
第8計算期間	平成20年 1月26日～平成21年 1月26日	49.3
第9計算期間	平成21年 1月27日～平成22年 1月25日	33.4
第10計算期間	平成22年 1月26日～平成23年 1月25日	3.2
第11計算期間	平成23年 1月26日～平成24年 1月25日	14.6
第12計算期間	平成24年 1月26日～平成25年 1月25日	24.0
第13計算期間	平成25年 1月26日～平成26年 1月27日	36.9
第14計算期間	平成26年 1月28日～平成27年 1月26日	19.9

(4)【設定及び解約の実績】

東京海上・未来設計ファンド1

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第5計算期間	平成17年 1月26日～平成18年 1月25日	15,879,897	6,639,895	43,725,304
第6計算期間	平成18年 1月26日～平成19年 1月25日	22,651,263	6,514,385	59,862,182
第7計算期間	平成19年 1月26日～平成20年 1月25日	25,556,793	7,624,816	77,794,159
第8計算期間	平成20年 1月26日～平成21年 1月26日	37,332,571	10,206,491	104,920,239
第9計算期間	平成21年 1月27日～平成22年 1月25日	36,705,403	15,345,850	126,279,792
第10計算期間	平成22年 1月26日～平成23年 1月25日	37,871,070	17,505,959	146,644,903
第11計算期間	平成23年 1月26日～平成24年 1月25日	34,496,983	20,370,872	160,771,014
第12計算期間	平成24年 1月26日～平成25年 1月25日	28,698,960	32,010,990	157,458,984
第13計算期間	平成25年 1月26日～平成26年 1月27日	23,163,207	99,509,232	81,112,959
第14計算期間	平成26年 1月28日～平成27年 1月26日	5,841,745	44,072,766	42,881,938

東京海上・未来設計ファンド2

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第5計算期間	平成17年 1月26日～平成18年 1月25日	24,424,647	9,107,295	75,961,116
第6計算期間	平成18年 1月26日～平成19年 1月25日	41,334,823	11,347,041	105,948,898
第7計算期間	平成19年 1月26日～平成20年 1月25日	40,629,266	17,717,216	128,860,948
第8計算期間	平成20年 1月26日～平成21年 1月26日	73,073,035	11,173,463	190,760,520
第9計算期間	平成21年 1月27日～平成22年 1月25日	63,854,449	11,356,270	243,258,699
第10計算期間	平成22年 1月26日～平成23年 1月25日	56,319,653	13,954,679	285,623,673
第11計算期間	平成23年 1月26日～平成24年 1月25日	45,395,643	23,285,133	307,734,183
第12計算期間	平成24年 1月26日～平成25年 1月25日	39,374,423	23,261,477	323,847,129
第13計算期間	平成25年 1月26日～平成26年 1月27日	28,888,841	194,749,571	157,986,399
第14計算期間	平成26年 1月28日～平成27年 1月26日	4,050,521	74,407,868	87,629,052

東京海上・未来設計ファンド3

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第5計算期間	平成17年 1月26日～平成18年 1月25日	83,848,469	26,118,393	185,272,835
第6計算期間	平成18年 1月26日～平成19年 1月25日	163,481,939	54,900,579	293,854,195

第7計算期間	平成19年 1月26日～平成20年 1月25日	187,902,847	47,641,965	434,115,077
第8計算期間	平成20年 1月26日～平成21年 1月26日	205,431,322	29,707,283	609,839,116
第9計算期間	平成21年 1月27日～平成22年 1月25日	192,952,697	27,921,373	774,870,440
第10計算期間	平成22年 1月26日～平成23年 1月25日	161,275,362	54,304,533	881,841,269
第11計算期間	平成23年 1月26日～平成24年 1月25日	144,653,233	102,609,800	923,884,702
第12計算期間	平成24年 1月26日～平成25年 1月25日	119,278,758	88,215,089	954,948,371
第13計算期間	平成25年 1月26日～平成26年 1月27日	73,752,393	543,734,066	484,966,698
第14計算期間	平成26年 1月28日～平成27年 1月26日	10,117,954	246,106,886	248,977,766

東京海上・未来設計ファンド4

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第5計算期間	平成17年 1月26日～平成18年 1月25日	47,662,355	28,434,523	102,981,068
第6計算期間	平成18年 1月26日～平成19年 1月25日	70,263,238	16,353,009	156,891,297
第7計算期間	平成19年 1月26日～平成20年 1月25日	77,064,597	29,066,650	204,889,244
第8計算期間	平成20年 1月26日～平成21年 1月26日	100,935,972	14,469,791	291,355,425
第9計算期間	平成21年 1月27日～平成22年 1月25日	105,614,259	22,073,427	374,896,257
第10計算期間	平成22年 1月26日～平成23年 1月25日	84,747,601	30,570,372	429,073,486
第11計算期間	平成23年 1月26日～平成24年 1月25日	72,681,839	41,619,006	460,136,319
第12計算期間	平成24年 1月26日～平成25年 1月25日	62,801,120	46,806,200	476,131,239
第13計算期間	平成25年 1月26日～平成26年 1月27日	37,880,019	309,141,420	204,869,838
第14計算期間	平成26年 1月28日～平成27年 1月26日	4,298,706	109,687,582	99,480,962

東京海上・未来設計ファンド5

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第5計算期間	平成17年 1月26日～平成18年 1月25日	52,900,637	50,068,441	149,533,810
第6計算期間	平成18年 1月26日～平成19年 1月25日	97,124,659	46,546,586	200,111,883
第7計算期間	平成19年 1月26日～平成20年 1月25日	131,225,107	57,985,843	273,351,147
第8計算期間	平成20年 1月26日～平成21年 1月26日	218,839,977	32,880,910	459,310,214
第9計算期間	平成21年 1月27日～平成22年 1月25日	221,172,635	43,904,096	636,578,753
第10計算期間	平成22年 1月26日～平成23年 1月25日	173,566,000	69,302,560	740,842,193
第11計算期間	平成23年 1月26日～平成24年 1月25日	149,544,019	76,510,744	813,875,468
第12計算期間	平成24年 1月26日～平成25年 1月25日	120,609,591	87,693,752	846,791,307
第13計算期間	平成25年 1月26日～平成26年 1月27日	88,682,467	491,732,457	443,741,317
第14計算期間	平成26年 1月28日～平成27年 1月26日	10,925,591	199,210,501	255,456,407

< 参考情報 >

(平成27年2月27日現在)

東京海上・未来設計ファンド1

● 基準価額・純資産総額の推移



※基準価額は、信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。

※基準価額は、1万口当たりで表示しています。

※上記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

※設定日は2001年3月30日です。

● 騰落率(税引前分配金再投資、%)

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
ファンド	+0.81	+1.00	+4.75	+6.64	+21.23	+22.95

※ファンドの騰落率は、税引前分配金を再投資したものと計算しているため、実際の投資家利回りとは異なります。

● 基準価額・純資産総額

基準価額	12,295円
純資産総額	53百万円

● 分配の推移(1万口当たり、税引前)

第10期	2011年1月25日	0円
第11期	2012年1月25日	0円
第12期	2013年1月25日	0円
第13期	2014年1月27日	0円
第14期	2015年1月26日	0円
設定来累計		分配実績なし

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

● 主要な資産の状況(%)

ファンド名	比率	基本資産配分	差
TMA日本株アクティブマザーファンド	10.5	10.0	+0.5
TMA日本債券マザーファンド	44.4	45.0	-0.6
TMA外国株式マザーファンド	10.4	10.0	+0.4
TMA外国債券マザーファンド	5.0	5.0	-0.0
短期金融資産等	29.7	30.0	-0.3

※比率は、純資産総額に占める割合です。

東京海上・未来設計ファンド2

● 基準価額・純資産総額の推移



※基準価額は、信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。

※基準価額は、1万口当たりで表示しています。

※上記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

※設定日は2001年3月30日です。

● 騰落率(税引前分配金再投資、%)

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
ファンド	+1.70	+1.69	+8.02	+11.17	+37.14	+34.22

※ファンドの騰落率は、税引前分配金を再投資したものと計算しているため、実際の投資家利回りとは異なります。

● 基準価額・純資産総額

基準価額	13,422円
純資産総額	117百万円

● 分配の推移(1万口当たり、税引前)

第10期	2011年1月25日	0円
第11期	2012年1月25日	0円
第12期	2013年1月25日	0円
第13期	2014年1月27日	0円
第14期	2015年1月26日	0円
設定来累計		分配実績なし

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

● 主要な資産の状況(%)

ファンド名	比率	基本資産配分	差
TMA日本株アクティブマザーファンド	20.9	20.0	+0.9
TMA日本債券マザーファンド	39.1	40.0	-0.9
TMA外国株式マザーファンド	15.5	15.0	+0.5
TMA外国債券マザーファンド	9.9	10.0	-0.1
短期金融資産等	14.7	15.0	-0.3

※比率は、純資産総額に占める割合です。

東京海上・未来設計ファンド3

● 基準価額・純資産総額の推移



※基準価額は、信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。

※基準価額は、1万口当たりで表示しています。

※上記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

※設定日は2001年3月30日です。

● 騰落率(税引前分配金再投資、%)

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
ファンド	+2.85	+2.58	+11.72	+16.26	+56.66	+44.11

※ファンドの騰落率は、税引前分配金を再投資したものと計算しているため、実際の投資家利回りとは異なります。

● 基準価額・純資産総額

基準価額	14,411円
純資産総額	352百万円

● 分配の推移(1万口当たり、税引前)

第10期	2011年1月25日	0円
第11期	2012年1月25日	0円
第12期	2013年1月25日	0円
第13期	2014年1月27日	0円
第14期	2015年1月26日	0円
設定来累計		分配実績なし

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

● 主要な資産の状況(%)

ファンド名	比率	基本資産配分	差
TMA日本株アクティブマザーファンド	30.9	30.0	+0.9
TMA日本債券マザーファンド	29.0	30.0	-1.0
TMA外国株式マザーファンド	25.6	25.0	+0.6
TMA外国債券マザーファンド	9.8	10.0	-0.2
短期金融資産等	4.7	5.0	-0.3

※比率は、純資産総額に占める割合です。

東京海上・未来設計ファンド4

● 基準価額・純資産総額の推移



※基準価額は、信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。

※基準価額は、1万口当たりで表示しています。

※上記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

※設定日は2001年3月30日です。

● 騰落率(税引前分配金再投資、%)

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
ファンド	+4.06	+3.40	+15.32	+21.18	+77.07	+42.88

※ファンドの騰落率は、税引前分配金を再投資したものと計算しているため、実際の投資家利回りとは異なります。

● 基準価額・純資産総額

基準価額	14,288円
純資産総額	134百万円

● 分配の推移(1万口当たり、税引前)

第10期	2011年1月25日	0円
第11期	2012年1月25日	0円
第12期	2013年1月25日	0円
第13期	2014年1月27日	0円
第14期	2015年1月26日	0円
設定来累計		分配実績なし

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

● 主要な資産の状況(%)

ファンド名	比率	基本資産配分	差
TMA日本株アクティブマザーファンド	40.8	40.0	+0.8
TMA日本債券マザーファンド	9.5	10.0	-0.5
TMA外国株式マザーファンド	35.4	35.0	+0.4
TMA外国債券マザーファンド	9.6	10.0	-0.4
短期金融資産等	4.6	5.0	-0.4

※比率は、純資産総額に占める割合です。

東京海上・未来設計ファンド5

● 基準価額・純資産総額の推移



※基準価額は、信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。

※基準価額は、1万口当たりで表示しています。

※上記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

※設定日は2001年3月30日です。

● 騰落率(税引前分配金再投資、%)

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
ファンド	+5.21	+4.36	+18.65	+25.77	+96.98	+41.45

※ファンドの騰落率は、税引前分配金を再投資したものと計算しているため、実際の投資家利回りとは異なります。

● 基準価額・純資産総額

基準価額	14,145円
純資産総額	359百万円

● 分配の推移(1万口当たり、税引前)

第10期	2011年1月25日	0円
第11期	2012年1月25日	0円
第12期	2013年1月25日	0円
第13期	2014年1月27日	0円
第14期	2015年1月26日	0円
設定来累計		分配実績なし

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

● 主要な資産の状況(%)

ファンド名	比率	基本資産配分	差
TMA日本株アクティブマザーファンド	50.4	50.0	+0.4
TMA日本債券マザーファンド	0.0	0.0	0.0
TMA外国株式マザーファンド	45.0	45.0	-0.0
TMA外国債券マザーファンド	4.8	5.0	-0.2
短期金融資産等	-0.2	0.0	-0.2

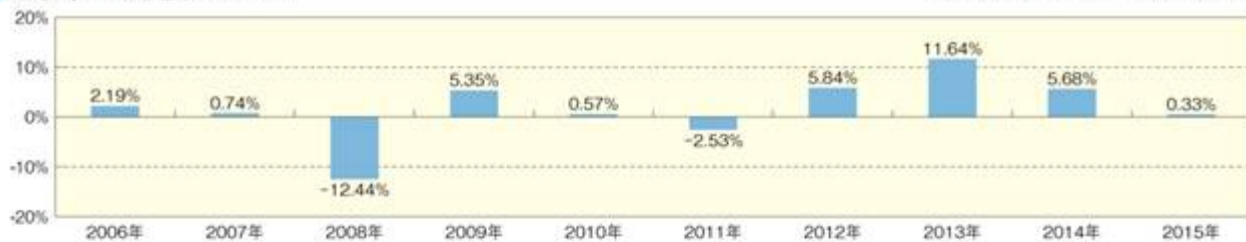
※比率は、純資産総額に占める割合です。

※短期金融資産には未払金等が含まれるため、組入比率がマイナスとなる場合があります。

年間収益率の推移

●東京海上・未来設計ファンド1

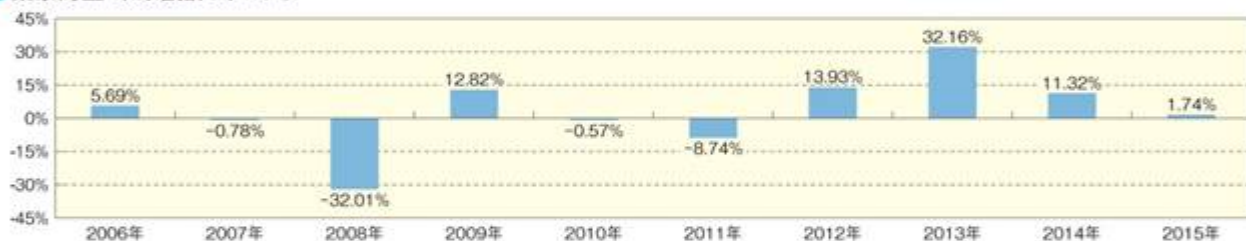
※当ファンドにはベンチマークがありません。



●東京海上・未来設計ファンド2



●東京海上・未来設計ファンド3



●東京海上・未来設計ファンド4



●東京海上・未来設計ファンド5



※ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。

※当年は昨年末と基準日の騰落率です。

※上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

※最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- 毎営業日にお申込みを受け付けます。
- 申込方法には、収益分配金の受取方法によって、以下の2種類のコースがあります。

分配金受取りコース	分配金を受け取るコースです。
分配金再投資コース	分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコースです。

- c. 販売会社やお申込みのコース等によって申込単位は異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、分配金再投資コースにおける収益分配金の再投資に際しては、1口単位で取得することができます。
- d. 取得申込の受付は、原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みについては翌営業日受付の取扱いとなります。
- e. 受益権の取得申込価額は以下の通りです。
取得申込受付日の翌営業日の基準価額
基準価額は原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクにお問い合わせることにより知ることができます。
委託会社のお問い合わせ先(委託会社サービスデスク)
東京海上アセットマネジメント サービスデスク
0120-712-016(土日祝日・年末年始を除く9時~17時)
- f. 取得申込にかかる手数料はありません。
- g. 上記にかかわらず、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。
- h. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関等への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関等への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関等の定める方法により、振替機関等へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
- i. 定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行います。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- j. 販売会社によっては、各ファンド間の乗換え(「スイッチング」といいます。)が可能な場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2【換金(解約)手続等】

- a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行請求(解約請求)の方法によりご換金の請求を行うことができます。
- b. ご換金のお申込みは販売会社で受け付けます。なお、販売会社の買取りによるご換金の請求については、販売会社にお問い合わせください。
- c. 解約請求による換金のお申込みは、毎営業日に行うことができます。
- d. 解約単位は、販売会社やお申込みのコース等によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- e. 解約請求のお申込みの受付は、原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日受付としてお取扱いします。
- f. 解約時の価額(解約価額)は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
信託財産留保額はありません。
- g. 解約価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクにお問い合わせることにより知ることができます。
- h. 解約にかかる手数料はありません。
- i. 解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から、お支払いします。
- j. 委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日を解約請求受付日とする解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受け付けたものとして取扱います。
- k. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
- l. 受益者が解約の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとし、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請が行われ、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- a. 基準価額とは、受益権1口当たりの純資産価額（純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額）をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。
- b. 純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約に基づく予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<主要投資対象資産の評価方法>

対象	評価方法
マザーファンド 受益証券	原則として、当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。
株式	原則として、上場されている取引所における計算日（外国株式の場合は、計算時に知り得る直近の日）の最終相場で評価します。
公社債等	原則として、以下のいずれかの価額で評価します。 a. 日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） b. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） c. 価格情報会社の提供する価額

- c. 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として、平成13年3月30日から無期限とします。ただし、後記「(5)その他 信託の終了（繰上償還）」に該当する場合には、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

原則として、毎年1月26日から翌年1月25日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日（ ）を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。

（ ）法令により、これと異なる日を計算期間の末日と定めている場合には、法令にしたがいます。

(5)【その他】

信託の終了（繰上償還）

- a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は、1ヵ月以上の一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。
- d. 上記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記a.の信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、信託契約を解約しないこととしたときは、解約をしない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- f. 上記c.からe.の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c.の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合は適用しません。
- g. 信託契約を解約する場合において、上記c.の一定の期間内に異議を申し出た受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
- h. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

- i. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「信託約款の変更」d.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- j. 委託会社は、受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した後、あるいは裁判所が受託会社を解任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、あらかじめ、監督官庁に届出のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届出ることにより、信託約款を変更することができます。
- b. 変更事項のうち、その内容が重大なものとして内閣府令で定めるものに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は、1ヵ月以上の一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。
- d. 上記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記a.の約款変更を行いません。その場合には、委託会社は、内閣府令で定めるところにより、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- e. その内容が重大なものとして内閣府令で定めるものに該当する信託約款の変更を行う場合において、上記c.の一定の期間内に異議を申し出た受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記b.からd.の規定にしたがいます。

関係会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動更新されます。募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

運用報告書

- a. 毎決算時および償還時に、委託会社が、期間中の運用経過のほか、信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、知っている受益者に対して、販売会社から、あらかじめお申し出いただいたご住所にお届けします。
- b. 委託会社は、運用報告書(全体版)を作成し、委託会社のホームページ(<http://www.tokiomarineam.co.jp/>)に掲載します。
- c. 上記b.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合は、交付します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(<http://www.tokiomarineam.co.jp/>)に掲載します。

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、議決権、受益者集会に関する権利は有しません。

a. 収益分配金の請求権

収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし)に、お支払いします。ただし、受益者が収益分配金について、上記に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。なお、分配金再投資コースの収益分配金は、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

b. 償還金の請求権

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日)から起算して5営業日まで)から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)にお支払いします。ただし、受益者が償還金について、上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

c. 換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行請求の方法により、換金を請求することができます。詳細は上記「2 換金(解約)手続等」をご参照ください。

d. 買取請求権

信託契約を解約して信託を終了させるとき、および信託約款の変更を行う場合において、その内容が重大なものとして内閣府令で定めるものに該当するときは、委託会社によって定められた期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、第14期計算期間（平成26年1月28日から平成27年1月26日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【東京海上・未来設計ファンド1】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第13期 [平成26年 1月27日現在]	第14期 [平成27年 1月26日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	28,378,124	15,823,452
親投資信託受益証券	65,013,743	36,521,709
未収入金	424,777	159,144
未収利息	39	20
流動資産合計	93,816,683	52,504,325
資産合計	93,816,683	52,504,325
負債の部		
流動負債		
未払解約金	20,006	-
未払受託者報酬	53,359	20,677
未払委託者報酬	503,067	194,944
その他未払費用	30,398	11,730
流動負債合計	606,830	227,351
負債合計	606,830	227,351
純資産の部		
元本等		
元本	1,811,112,959	1,422,881,938
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	12,096,894	9,395,036
（分配準備積立金）	9,952,703	7,649,629
元本等合計	93,209,853	52,276,974
純資産合計	93,209,853	52,276,974
負債純資産合計	93,816,683	52,504,325

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第13期		第14期	
	自 平成25年 1月26日 至 平成26年 1月27日		自 平成26年 1月28日 至 平成27年 1月26日	
営業収益				
受取利息		25,750		8,949
有価証券売買等損益		14,526,097		3,780,415
営業収益合計		14,551,847		3,789,364
営業費用				
受託者報酬		112,398		46,589
委託者報酬		1,059,705		439,194
その他費用		64,053		26,456
営業費用合計		1,236,156		512,239
営業利益又は営業損失（ ）		13,315,691		3,277,125
経常利益又は経常損失（ ）		13,315,691		3,277,125
当期純利益又は当期純損失（ ）		13,315,691		3,277,125
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		6,860,552		371,722
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		9,273,348		12,096,894
剰余金増加額又は欠損金減少額		2,723,328		972,798
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		2,723,328		972,798
剰余金減少額又は欠損金増加額		6,354,921		6,580,059
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		6,354,921		6,580,059
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		1 -		1 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		12,096,894		9,395,036

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第14期	
	自 平成26年 1月28日 至 平成27年 1月26日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成26年1月25日とその翌日及び平成27年1月25日が休日のため、前計算期間末日を平成26年1月27日とし、当計算期間末日を平成27年1月26日としております。このため、当計算期間は、364日となっております。	

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第13期	第14期
	[平成26年 1月27日現在]	[平成27年 1月26日現在]
1. 1 期首元本額	157,458,984円	81,112,959円
期中追加設定元本額	23,163,207円	5,841,745円
期中一部解約元本額	99,509,232円	44,072,766円
2. 1 計算期間末日における受益権の総数	81,112,959口	42,881,938口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第13期	第14期
自 平成25年 1月26日 至 平成26年 1月27日	自 平成26年 1月28日 至 平成27年 1月26日
1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(761,389円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(5,693,750円)、投資信託約款に規定される収益調整金(8,884,300円)及び分配準備積立金(3,497,564円)より、分配対象額は18,837,003円(1万口当たり2,322.29円)ですが、分配を行っておりません。	1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(393,893円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(2,511,510円)、投資信託約款に規定される収益調整金(5,222,013円)及び分配準備積立金(4,744,226円)より、分配対象額は12,871,642円(1万口当たり3,001.62円)ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区 分	第13期	第14期
	自 平成25年 1月26日 至 平成26年 1月27日	自 平成26年 1月28日 至 平成27年 1月26日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左

2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。</p> <p>法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。</p> <p>これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。</p>	同左

・金融商品の時価等に関する事項

区 分	第13期 [平成26年 1月27日現在]	第14期 [平成27年 1月26日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1)有価証券 同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 同左</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	---	----

(有価証券に関する注記)
第13期(自平成25年1月26日 至平成26年1月27日)
売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	5,952,465
合計	5,952,465

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第14期(自平成26年1月28日 至平成27年1月26日)
売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	3,095,737
合計	3,095,737

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

第13期 [平成26年 1月27日現在]		第14期 [平成27年 1月26日現在]	
1口当たり純資産額	1,1491円	1口当たり純資産額	1,2191円
(1万口当たり純資産額)	11,491円)	(1万口当たり純資産額)	12,191円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	T M A 日本株アクティブマザーファンド	4,755,428	5,265,685	
	T M A 日本債券マザーファンド	17,848,581	23,669,003	
	T M A 外国株式マザーファンド	2,581,379	5,065,956	
	T M A 外国債券マザーファンド	1,118,386	2,521,065	
親投資信託受益証券 合計		26,303,774	36,521,709	
合計		26,303,774	36,521,709	

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

【東京海上・未来設計ファンド2】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第13期 [平成26年 1月27日現在]	第14期 [平成27年 1月26日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	29,274,975	17,565,307
親投資信託受益証券	161,048,487	98,014,480
未収入金	1,470,240	569,313
未収利息	41	22
流動資産合計	191,793,743	116,149,122
資産合計	191,793,743	116,149,122
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	112,115	43,415
未払委託者報酬	1,553,594	601,646
その他未払費用	63,986	24,720
流動負債合計	1,729,695	669,781
負債合計	1,729,695	669,781
純資産の部		
元本等		
元本	157,986,399	87,629,052
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	32,077,649	27,850,289
（分配準備積立金）	29,135,103	25,637,785
元本等合計	190,064,048	115,479,341
純資産合計	190,064,048	115,479,341
負債純資産合計	191,793,743	116,149,122

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第13期	第14期
	自 平成25年 1月26日 至 平成26年 1月27日	自 平成26年 1月28日 至 平成27年 1月26日
営業収益		
受取利息	26,904	9,734
有価証券売買等損益	51,135,826	12,382,164
営業収益合計	51,162,730	12,391,898
営業費用		
受託者報酬	236,327	101,528
委託者報酬	3,274,647	1,406,814
その他費用	134,869	57,843
営業費用合計	3,645,843	1,566,185
営業利益又は営業損失()	47,516,887	10,825,713
経常利益又は経常損失()	47,516,887	10,825,713
当期純利益又は当期純損失()	47,516,887	10,825,713
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	24,866,277	841,831
期首剰余金又は期首欠損金()	15,329,808	32,077,649
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,378,623	893,619
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,378,623	893,619
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,281,392	15,104,861
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,281,392	15,104,861
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金()	32,077,649	27,850,289

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第14期	
	自 平成26年 1月28日 至 平成27年 1月26日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成26年1月25日とその翌日及び平成27年1月25日が休日のため、前計算期間末日を平成26年1月27日とし、当計算期間末日を平成27年1月26日としております。このため、当計算期間は、364日となっております。	

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第13期	第14期
	[平成26年 1月27日現在]	[平成27年 1月26日現在]
1. 1 期首元本額	323,847,129円	157,986,399円
期中追加設定元本額	28,888,841円	4,050,521円
期中一部解約元本額	194,749,571円	74,407,868円
2. 1 計算期間末日における受益権の総数	157,986,399口	87,629,052口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第13期	第14期
自 平成25年 1月26日 至 平成26年 1月27日	自 平成26年 1月28日 至 平成27年 1月26日
1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(2,126,982円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(18,962,048円)、投資信託約款に規定される収益調整金(25,883,164円)及び分配準備積立金(8,046,073円)より、分配対象額は55,018,267円(1万口当たり3,482.45円)であります。分配を行っておりません。	1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,153,689円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(8,830,193円)、投資信託約款に規定される収益調整金(14,872,951円)及び分配準備積立金(15,653,903円)より、分配対象額は40,510,736円(1万口当たり4,622.95円)であります。分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区 分	第13期	第14期
	自 平成25年 1月26日 至 平成26年 1月27日	自 平成26年 1月28日 至 平成27年 1月26日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左

2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

・金融商品の時価等に関する事項

区 分	第13期 [平成26年 1月27日現在]	第14期 [平成27年 1月26日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	---	----

(有価証券に関する注記)

第13期(自平成25年1月26日 至平成26年1月27日)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	20,818,348
合計	20,818,348

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第14期(自平成26年1月28日 至平成27年1月26日)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	10,532,287
合計	10,532,287

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

第13期 [平成26年 1月27日現在]		第14期 [平成27年 1月26日現在]	
1口当たり純資産額	1.2030円	1口当たり純資産額	1.3178円
(1万口当たり純資産額)	12,030円)	(1万口当たり純資産額)	13,178円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	T M A 日本株アクティブマザーファンド	21,085,418	23,347,883	
	T M A 日本債券マザーファンド	35,174,523	46,644,934	
	T M A 外国株マザーファンド	8,583,104	16,844,341	
	T M A 外国債券マザーファンド	4,958,443	11,177,322	
親投資信託受益証券 合計		69,801,488	98,014,480	
合計		69,801,488	98,014,480	

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

【東京海上・未来設計ファンド3】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第13期 [平成26年 1月27日現在]	第14期 [平成27年 1月26日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	31,142,774	17,755,953
親投資信託受益証券	567,528,866	330,551,714
未収入金	6,218,098	2,696,096
未収利息	43	22
流動資産合計	604,889,781	351,003,785
資産合計	604,889,781	351,003,785
負債の部		
流動負債		
未払解約金	60,281	-
未払受託者報酬	373,252	163,345
未払委託者報酬	5,925,313	2,593,073
その他未払費用	186,523	81,579
流動負債合計	6,545,369	2,837,997
負債合計	6,545,369	2,837,997
純資産の部		
元本等		
元本	1,484,966,698	1,248,977,766
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	113,377,714	99,188,022
（分配準備積立金）	112,396,210	97,121,518
元本等合計	598,344,412	348,165,788
純資産合計	598,344,412	348,165,788
負債純資産合計	604,889,781	351,003,785

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第13期	第14期
	自 平成25年 1月26日 至 平成26年 1月27日	自 平成26年 1月28日 至 平成27年 1月26日
営業収益		
受取利息	25,783	10,368
有価証券売買等損益	212,946,415	55,597,866
営業収益合計	212,972,198	55,608,234
営業費用		
受託者報酬	781,142	369,959
委託者報酬	12,400,574	5,873,029
その他費用	389,829	184,793
営業費用合計	13,571,545	6,427,781
営業利益又は営業損失（ ）	199,400,653	49,180,453
経常利益又は経常損失（ ）	199,400,653	49,180,453
当期純利益又は当期純損失（ ）	199,400,653	49,180,453
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	97,700,670	8,344,819
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	8,788,985	113,377,714
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,490,765	2,501,911
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,490,765	2,501,911
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,602,019	57,527,237
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,602,019	57,527,237
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	113,377,714	99,188,022

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第14期	
	自 平成26年 1月28日 至 平成27年 1月26日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成26年1月25日とその翌日及び平成27年1月25日が休日のため、前計算期間末日を平成26年1月27日とし、当計算期間末日を平成27年1月26日としております。このため、当計算期間は、364日となっております。	

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第13期	第14期
	[平成26年 1月27日現在]	[平成27年 1月26日現在]
1. 1 期首元本額	954,948,371円	484,966,698円
期中追加設定元本額	73,752,393円	10,117,954円
期中一部解約元本額	543,734,066円	246,106,886円
2. 1 計算期間末日における受益権の総数	484,966,698口	248,977,766口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第13期	第14期
自 平成25年 1月26日 至 平成26年 1月27日	自 平成26年 1月28日 至 平成27年 1月26日
1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(7,951,601円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(76,057,876円)、投資信託約款に規定される収益調整金(114,619,592円)及び分配準備積立金(28,386,733円)より、分配対象額は227,015,802円(1万口当たり4,681.04円)であります。分配を行っておりません。	1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(4,111,414円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(36,724,220円)、投資信託約款に規定される収益調整金(60,292,056円)及び分配準備積立金(56,285,884円)より、分配対象額は157,413,574円(1万口当たり6,322.37円)であります。分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区 分	第13期	第14期
	自 平成25年 1月26日 至 平成26年 1月27日	自 平成26年 1月28日 至 平成27年 1月26日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左

2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

・金融商品の時価等に関する事項

区 分	第13期 [平成26年 1月27日現在]	第14期 [平成27年 1月26日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	---	----

(有価証券に関する注記)

第13期(自平成25年1月26日 至平成26年1月27日)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	95,586,612
合計	95,586,612

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第14期(自平成26年1月28日 至平成27年1月26日)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	43,522,854
合計	43,522,854

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

第13期 [平成26年 1月27日現在]		第14期 [平成27年 1月26日現在]	
1口当たり純資産額	1.2338円	1口当たり純資産額	1.3984円
(1万口当たり純資産額)	12,338円)	(1万口当たり純資産額)	13,984円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	T M A 日本株アクティブマザーファンド	95,694,285	105,962,281	
	T M A 日本債券マザーファンド	79,819,982	105,849,278	
	T M A 外国株式マザーファンド	43,274,180	84,925,578	
	T M A 外国債券マザーファンド	15,000,700	33,814,577	
親投資信託受益証券 合計		233,789,147	330,551,714	
合計		233,789,147	330,551,714	

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

【東京海上・未来設計ファンド4】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第13期 [平成26年 1月27日現在]	第14期 [平成27年 1月26日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	12,708,186	6,986,039
親投資信託受益証券	227,708,835	129,325,363
未収入金	3,312,029	1,294,869
未収利息	17	8
流動資産合計	243,729,067	137,606,279
資産合計	243,729,067	137,606,279
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	168,027	65,694
未払委託者報酬	3,234,405	1,264,571
その他未払費用	83,917	32,755
流動負債合計	3,486,349	1,363,020
負債合計	3,486,349	1,363,020
純資産の部		
元本等		
元本	1,204,869,838	1,99,480,962
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	35,372,880	36,762,297
（分配準備積立金）	50,529,997	43,420,305
元本等合計	240,242,718	136,243,259
純資産合計	240,242,718	136,243,259
負債純資産合計	243,729,067	137,606,279

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第13期		第14期	
	自 平成25年 1月26日 至 平成26年 1月27日		自 平成26年 1月28日 至 平成27年 1月26日	
営業収益				
受取利息		11,546		4,120
有価証券売買等損益		124,596,467		27,907,745
営業収益合計		124,608,013		27,911,865
営業費用				
受託者報酬		354,087		150,152
委託者報酬		6,816,017		2,890,342
その他費用		176,856		74,909
営業費用合計		7,346,960		3,115,403
営業利益又は営業損失（ ）		117,261,053		24,796,462
経常利益又は経常損失（ ）		117,261,053		24,796,462
当期純利益又は当期純損失（ ）		117,261,053		24,796,462
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		66,559,865		5,300,398
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		45,528,083		35,372,880
剰余金増加額又は欠損金減少額		30,199,775		822,789
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		26,961,603		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		3,238,172		822,789
剰余金減少額又は欠損金増加額		-		18,929,436
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		18,929,436
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		1 -		1 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		35,372,880		36,762,297

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第14期	
	自 平成26年 1月28日 至 平成27年 1月26日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成26年1月25日とその翌日及び平成27年1月25日が休日のため、前計算期間末日を平成26年1月27日とし、当計算期間末日を平成27年1月26日としております。このため、当計算期間は、364日となっております。	

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第13期	第14期
	[平成26年 1月27日現在]	[平成27年 1月26日現在]
1. 1 期首元本額	476,131,239円	204,869,838円
期中追加設定元本額	37,880,019円	4,298,706円
期中一部解約元本額	309,141,420円	109,687,582円
2. 1 計算期間末日における受益権の総数	204,869,838口	99,480,962口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第13期	第14期
	自 平成25年 1月26日 至 平成26年 1月27日	自 平成26年 1月28日 至 平成27年 1月26日
1 分配金の計算過程	1 分配金の計算過程	1 分配金の計算過程
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,404,520円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(33,692,166円)、投資信託約款に規定される収益調整金(59,019,774円)及び分配準備積立金(13,433,311円)より、分配対象額は109,549,771円(1万口当たり5,347.26円)であります。分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,730,053円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(17,766,011円)、投資信託約款に規定される収益調整金(29,285,123円)及び分配準備積立金(23,924,241円)より、分配対象額は72,705,428円(1万口当たり7,308.46円)であります。分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,730,053円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(17,766,011円)、投資信託約款に規定される収益調整金(29,285,123円)及び分配準備積立金(23,924,241円)より、分配対象額は72,705,428円(1万口当たり7,308.46円)であります。分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区 分	第13期	第14期
	自 平成25年 1月26日 至 平成26年 1月27日	自 平成26年 1月28日 至 平成27年 1月26日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左

2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

・金融商品の時価等に関する事項

区 分	第13期 [平成26年 1月27日現在]	第14期 [平成27年 1月26日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	---	----

(有価証券に関する注記)

第13期(自平成25年1月26日 至平成26年1月27日)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	48,810,091
合計	48,810,091

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第14期(自平成26年1月28日 至平成27年1月26日)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	20,855,784
合計	20,855,784

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

第13期 [平成26年 1月27日現在]		第14期 [平成27年 1月26日現在]	
1口当たり純資産額	1.1727円	1口当たり純資産額	1.3695円
(1万口当たり純資産額)	11,727円)	(1万口当たり純資産額)	13,695円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	T M A 日本株アクティブマザーファンド	50,113,071	55,490,203	
	T M A 日本債券マザーファンド	10,449,669	13,857,306	
	T M A 外国株式マザーファンド	23,794,974	46,697,636	
	T M A 外国債券マザーファンド	5,891,322	13,280,218	
親投資信託受益証券 合計		90,249,036	129,325,363	
合計		90,249,036	129,325,363	

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

【東京海上・未来設計ファンド5】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第13期 [平成26年 1月27日現在]	第14期 [平成27年 1月26日現在]
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	496,266,468	342,608,134
未収入金	8,256,951	4,554,842
流動資産合計	504,523,419	347,162,976
資産合計	504,523,419	347,162,976
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,307,001	936,232
未払受託者報酬	291,101	151,569
未払委託者報酬	6,513,383	3,391,341
その他未払費用	145,466	75,700
流動負債合計	8,256,951	4,554,842
負債合計	8,256,951	4,554,842
純資産の部		
元本等		
元本	1,443,741,317	1,255,456,407
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	52,525,151	87,151,727
（分配準備積立金）	121,648,002	124,271,737
元本等合計	496,266,468	342,608,134
純資産合計	496,266,468	342,608,134
負債純資産合計	504,523,419	347,162,976

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第13期		第14期	
	自 平成25年 1月26日 至 平成26年 1月27日		自 平成26年 1月28日 至 平成27年 1月26日	
営業収益				
有価証券売買等損益		248,331,714		73,253,697
営業収益合計		248,331,714		73,253,697
営業費用				
受託者報酬		594,492		329,707
委託者報酬		13,301,549		7,377,219
その他費用		297,067		164,680
営業費用合計		14,193,108		7,871,606
営業利益又は営業損失（ ）		234,138,606		65,382,091
経常利益又は経常損失（ ）		234,138,606		65,382,091
当期純利益又は当期純損失（ ）		234,138,606		65,382,091
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		112,908,653		9,015,591
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		155,110,676		52,525,151
剰余金増加額又は欠損金減少額		86,405,874		1,833,103
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		84,226,407		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		2,179,467		1,833,103
剰余金減少額又は欠損金増加額		-		23,573,027
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		23,573,027
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		1 -		1 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		52,525,151		87,151,727

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第14期	
	自 平成26年 1月28日 至 平成27年 1月26日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成26年1月25日とその翌日及び平成27年1月25日が休日のため、前計算期間末日を平成26年1月27日とし、当計算期間末日を平成27年1月26日としております。このため、当計算期間は、364日となっております。	

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第13期	第14期
	[平成26年 1月27日現在]	[平成27年 1月26日現在]
1. 1 期首元本額	846,791,307円	443,741,317円
期中追加設定元本額	88,682,467円	10,925,591円
期中一部解約元本額	491,732,457円	199,210,501円
2. 1 計算期間末日における受益権の総数	443,741,317口	255,456,407口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第13期	第14期
	自 平成25年 1月26日 至 平成26年 1月27日	自 平成26年 1月28日 至 平成27年 1月26日
1 分配金の計算過程	1 分配金の計算過程	1 分配金の計算過程
計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(7,452,511円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(91,664,746円)、投資信託約款に規定される収益調整金(164,514,303円)及び分配準備積立金(22,530,745円)より、分配対象額は286,162,305円(1万口当たり6,448.82円)であります。分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(4,689,624円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(51,676,876円)、投資信託約款に規定される収益調整金(96,866,218円)及び分配準備積立金(67,905,237円)より、分配対象額は221,137,955円(1万口当たり8,656.56円)であります。分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(4,689,624円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(51,676,876円)、投資信託約款に規定される収益調整金(96,866,218円)及び分配準備積立金(67,905,237円)より、分配対象額は221,137,955円(1万口当たり8,656.56円)であります。分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区 分	第13期	第14期
	自 平成25年 1月26日 至 平成26年 1月27日	自 平成26年 1月28日 至 平成27年 1月26日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左

2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。</p> <p>法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。</p> <p>これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。</p>	同左

・金融商品の時価等に関する事項

区 分	第13期 [平成26年 1月27日現在]	第14期 [平成27年 1月26日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1)有価証券 同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 同左</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	---	----

(有価証券に関する注記)
第13期(自平成25年1月26日 至平成26年1月27日)
売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	119,887,050
合計	119,887,050

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第14期(自平成26年1月28日 至平成27年1月26日)
売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	60,997,928
合計	60,997,928

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

第13期 [平成26年 1月27日現在]		第14期 [平成27年 1月26日現在]	
1口当たり純資産額	1.1184円	1口当たり純資産額	1.3412円
(1万口当たり純資産額)	11,184円)	(1万口当たり純資産額)	13,412円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	T M A 日本株アクティブマザーファンド	157,765,453	174,693,686	
	T M A 外国株式マザーファンド	77,040,892	151,192,750	
	T M A 外国債券マザーファンド	7,418,019	16,721,698	
親投資信託受益証券 合計		242,224,364	342,608,134	
合計		242,224,364	342,608,134	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

（ご参考）

東京海上・未来設計ファンド1、東京海上・未来設計ファンド2、東京海上・未来設計ファンド3、東京海上・未来設計ファンド4、東京海上・未来設計ファンド5は、「TMA日本株アクティブマザーファンド」、「TMA日本債券マザーファンド」、「TMA外国株式マザーファンド」、「TMA外国債券マザーファンド」を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は次のとおりです。
なお、以下に記載した情報は監査の対象ではありません。

「TMA日本株アクティブマザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

		[平成26年 1月27日現在]	[平成27年 1月26日現在]
区 分	注記 番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
金銭信託		687,702	504,173
コール・ローン		346,125,359	748,511,473
株式		31,757,264,400	36,676,833,510
未収入金		811,871,545	1,230,414,402
未収配当金		24,205,450	28,849,750
未収利息		486	963
流動資産合計		32,940,154,942	38,685,114,271
資産合計		32,940,154,942	38,685,114,271
負債の部			
流動負債			
未払金		858,453,641	1,354,369,016
未払解約金		36,679,735	79,214,970
流動負債合計		895,133,376	1,433,583,986
負債合計		895,133,376	1,433,583,986
純資産の部			
元本等			
元本	1	34,646,778,522	33,641,250,895
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）	2	2,601,756,956	3,610,279,390
元本等合計		32,045,021,566	37,251,530,285
純資産合計		32,045,021,566	37,251,530,285
負債純資産合計		32,940,154,942	38,685,114,271

(2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成26年 1月28日 至 平成27年 1月26日

有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

区 分	[平成26年 1月27日現在]	[平成27年 1月26日現在]
1. 1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	34,594,340,085円	34,646,778,522円
同期中における追加設定元本額	15,049,010,520円	9,466,852,136円
同期中における一部解約元本額	14,996,572,083円	10,472,379,763円
同期末における元本額	34,646,778,522円	33,641,250,895円
元本の内訳*		
日本株アクティブファンド <適格機関投資家限定>	4,405,407,966円	4,184,541,374円
東京海上日本株アクティブファンド	738,808,716円	359,980,850円
東京海上・未来設計ファンド1	9,674,531円	4,755,428円
東京海上・未来設計ファンド2	39,816,655円	21,085,418円
東京海上・未来設計ファンド3	190,266,382円	95,694,285円
東京海上・未来設計ファンド4	103,179,447円	50,113,071円
東京海上・未来設計ファンド5	269,449,409円	157,765,453円
東京海上セレクション・日本株式	16,700,739,601円	16,579,065,534円
東京海上セレクション・バランス30	1,207,828,649円	1,251,931,850円
東京海上セレクション・バランス50	5,020,633,614円	5,177,605,263円
東京海上セレクション・バランス70	4,359,290,397円	4,554,228,960円
T M A バランス25 V A 適格機関投資家限定	1,319,339,002円	1,005,751,631円
T M A バランス50 V A 適格機関投資家限定	172,137,037円	113,109,111円
T M A バランス75 V A 適格機関投資家限定	110,207,116円	85,622,667円
計	34,646,778,522円	33,641,250,895円
2. 1 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	34,646,778,522口	33,641,250,895口
3. 2 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,601,756,956円であります。	

(注) *は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成25年 1月26日 至 平成26年 1月27日	自 平成26年 1月28日 至 平成27年 1月26日

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

・金融商品の時価等に関する事項

区 分	[平成26年 1月27日現在]	[平成27年 1月26日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左

	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(自 平成25年1月26日 至 平成26年1月27日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	4,306,039,536
合計	4,306,039,536

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(平成25年3月22日から平成26年1月27日まで)を指しております。

(自 平成26年1月28日 至 平成27年1月26日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	6,514,770,649
合計	6,514,770,649

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(平成26年3月21日から平成27年1月26日まで)を指しております。

(1口当たり情報に関する注記)

[平成26年 1月27日現在]		[平成27年 1月26日現在]	
1口当たり純資産額	0.9249円	1口当たり純資産額	1.1073円
(1万口当たり純資産額)	9,249円)	(1万口当たり純資産額)	11,073円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

(単位：円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	

ショーボンドホールディングス	30,800	4,890.00	150,612,000	
清水建設	878,000	814.00	714,692,000	
鹿島建設	365,000	464.00	169,360,000	
江崎グリコ	50,800	4,730.00	240,284,000	
明治ホールディングス	44,400	12,400.00	550,560,000	
味の素	114,000	2,392.00	272,688,000	
日本たばこ産業	70,300	3,329.00	234,028,700	
東洋紡	453,000	159.00	72,027,000	
東レ	358,000	988.00	353,704,000	
旭化成	232,000	1,147.50	266,220,000	
東ソー	295,000	639.00	188,505,000	
エア・ウォーター	74,000	1,980.00	146,520,000	
富士フイルムホールディングス	110,200	3,780.50	416,611,100	
ファンケル	60,800	1,845.00	112,176,000	
ポーラ・オルビスホールディングス	32,200	5,040.00	162,288,000	
日東電工	36,000	7,153.00	257,508,000	
アステラス製薬	553,000	1,767.00	977,151,000	
日本新薬	64,000	3,680.00	235,520,000	
中外製薬	176,000	3,090.00	543,840,000	
小野薬品工業	60,800	12,120.00	736,896,000	
JXホールディングス	393,100	443.60	174,379,160	
ブリヂストン	242,500	4,666.50	1,131,626,250	
日本特殊陶業	40,500	3,660.00	148,230,000	
新日鐵住金	1,766,000	287.70	508,078,200	
三菱マテリアル	445,000	373.00	165,985,000	
DOWAホールディングス	265,000	941.00	249,365,000	
LIXILグループ	61,600	2,343.00	144,328,800	
牧野フライス製作所	223,000	1,009.00	225,007,000	
DMG森精機	148,500	1,708.00	253,638,000	
ディスコ	19,300	10,850.00	209,405,000	
S M C	5,700	31,490.00	179,493,000	
小松製作所	164,100	2,628.00	431,254,800	
ダイキン工業	37,300	8,314.00	310,112,200	
ミネベア	151,000	1,834.00	276,934,000	
日立製作所	579,000	917.70	531,348,300	
三菱電機	365,000	1,384.00	505,160,000	
安川電機	123,000	1,570.00	193,110,000	
日本電産	22,900	7,976.00	182,650,400	
セイコーエプソン	169,700	4,895.00	830,681,500	
日立国際電気	130,000	1,811.00	235,430,000	
キーエンス	3,500	55,240.00	193,340,000	
イリソ電子工業	10,600	6,410.00	67,946,000	
カシオ計算機	228,800	1,912.00	437,465,600	

ファナック	34,300	20,665.00	708,809,500	
村田製作所	65,100	12,805.00	833,605,500	
デンソー	94,300	5,369.00	506,296,700	
川崎重工業	374,000	552.00	206,448,000	
トヨタ自動車	226,100	7,725.00	1,746,622,500	
日野自動車	281,300	1,697.00	477,366,100	
NOK	78,000	3,400.00	265,200,000	
マツダ	134,000	2,456.00	329,104,000	
富士重工業	337,600	4,307.50	1,454,212,000	
シマノ	23,700	15,690.00	371,853,000	
トプコン	39,300	2,370.00	93,141,000	
シチズンホールディングス	271,800	946.00	257,122,800	
プロッコー	43,000	860.00	36,980,000	
バンダイナムコホールディングス	130,900	2,378.00	311,280,200	
アシックス	129,400	2,836.00	366,978,400	
ビジョン	19,900	7,340.00	146,066,000	
東京瓦斯	455,000	692.50	315,087,500	
東京急行電鉄	372,000	776.00	288,672,000	
東日本旅客鉄道	57,200	9,132.00	522,350,400	
山九	286,000	482.00	137,852,000	
日本郵船	520,000	351.00	182,520,000	
ブロードリーフ	36,500	1,680.00	61,320,000	
野村総合研究所	108,700	3,775.00	410,342,500	
KDDI	139,600	8,225.00	1,148,210,000	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	55,000	2,599.00	142,945,000	
ソフトバンク	104,400	7,335.00	765,774,000	
日立ハイテクノロジーズ	77,300	3,690.00	285,237,000	
三菱商事	172,000	2,124.50	365,414,000	
ジェイアイエヌ	26,500	3,570.00	94,605,000	
クリエイイト・レストランツ・ホールディングス	48,900	1,586.00	77,555,400	
クスリのアオキ	18,000	7,550.00	135,900,000	
良品計画	19,300	13,250.00	255,725,000	
ドンキホーテホールディングス	49,900	8,450.00	421,655,000	
しまむら	31,300	9,930.00	310,809,000	
ブレナス	17,800	2,032.00	36,169,600	
ファーストリテイリング	8,600	42,340.00	364,124,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	2,195,000	622.70	1,366,826,500	
三井住友トラスト・ホールディングス	651,000	416.30	271,011,300	
スルガ銀行	268,100	2,140.00	573,734,000	
セブン銀行	1,111,600	499.00	554,688,400	
カブドットコム証券	314,800	640.00	201,472,000	
第一生命保険	442,600	1,635.50	723,872,300	
日立キャピタル	138,800	2,445.00	339,366,000	

オリックス	479,500	1,392.00	667,464,000	
三井不動産	171,000	3,079.00	526,509,000	
日本M&Aセンター	54,400	3,855.00	209,712,000	
テンプホールディングス	41,000	4,045.00	165,845,000	
エムスリー	240,400	2,178.00	523,591,200	
オリエンタルランド	12,200	29,480.00	359,656,000	
サイバーエージェント	75,400	4,700.00	354,380,000	
楽天	450,200	1,574.00	708,614,800	
リコ・ホールディング	17,900	8,500.00	152,150,000	
セコム	20,700	6,767.00	140,076,900	
ニチイ学館	16,000	1,147.00	18,352,000	
合 計	21,240,700		36,676,833,510	

(2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

「TMA日本債券マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	[平成26年 1月27日現在]	[平成27年 1月26日現在]
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		606,219,990	1,224,874,163
国債証券		40,702,755,785	66,539,441,555
地方債証券		199,613,000	200,346,000
社債券		11,509,895,072	12,994,192,405
未収入金		759,069,500	100,953,000
未収利息		80,287,765	126,537,499
前払費用		36,300,561	43,409,769
流動資産合計		53,894,141,673	81,229,754,391
資産合計		53,894,141,673	81,229,754,391
負債の部			
流動負債			
未払金		1,074,782,700	801,789,800
未払解約金		45,575,657	23,002,218
流動負債合計		1,120,358,357	824,792,018
負債合計		1,120,358,357	824,792,018
純資産の部			
元本等			

元本	1	41,362,836,599	60,632,145,875
剰余金			
剰余金又は欠損金()		11,410,946,717	19,772,816,498
元本等合計		52,773,783,316	80,404,962,373
純資産合計		52,773,783,316	80,404,962,373
負債純資産合計		53,894,141,673	81,229,754,391

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成26年 1月28日 至 平成27年 1月26日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)等で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	[平成26年 1月27日現在]	[平成27年 1月26日現在]
1. 1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	31,060,520,280円	41,362,836,599円
同期中における追加設定元本額	21,926,065,267円	40,590,892,293円
同期中における一部解約元本額	11,623,748,948円	21,321,583,017円
同期末における元本額	41,362,836,599円	60,632,145,875円
元本の内訳*		
東京海上・国内債券ファンド	847,587,207円	761,167,923円
東京海上・未来設計ファンド1	33,404,085円	17,848,581円
東京海上・未来設計ファンド2	61,111,807円	35,174,523円
東京海上・未来設計ファンド3	146,034,051円	79,819,982円
東京海上・未来設計ファンド4	19,799,287円	10,449,669円
東京海上セレクション・バランス30	2,178,398,422円	2,453,839,481円
東京海上セレクション・バランス50	2,972,500,718円	3,331,663,724円
東京海上セレクション・バランス70	669,075,742円	759,696,575円
東京海上セレクション・日本債券	7,630,753,732円	8,678,047,868円
東京海上・日本債券オープン (野村SMA向け)	156,671,117円	10,150,843,434円
TMAバランス25VA 適格機関投資家限定	6,075,830,266円	5,034,039,827円
TMAバランス50VA 適格機関投資家限定	264,246,270円	188,883,299円
TMAバランス75VA 適格機関投資家限定	56,386,583円	47,612,189円
東京海上日本債ファンドM(FOFs 用)(適格機関投資家専用)	20,251,037,312円	29,083,058,800円
計	41,362,836,599円	60,632,145,875円

2. 1 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	41,362,836,599口	60,632,145,875口
--	-----------------	-----------------

(注) *は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成25年 1月26日 至 平成26年 1月27日	自 平成26年 1月28日 至 平成27年 1月26日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

・金融商品の時価等に関する事項

区 分	[平成26年 1月27日現在]	[平成27年 1月26日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	(1)有価証券 同左

	(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。	(2)デリバティブ取引 同左
	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)
(自 平成25年1月26日 至 平成26年1月27日)
売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	211,468,138
地方債証券	501,000
社債券	61,556,902
合計	272,524,040

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(平成25年3月22日から平成26年1月27日まで)を指しております。

(自 平成26年1月28日 至 平成27年1月26日)
売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	1,302,889,682
地方債証券	581,000
社債券	49,741,742
合計	1,353,212,424

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(平成26年3月21日から平成27年1月26日まで)を指しております。

(1口当たり情報に関する注記)

[平成26年 1月27日現在]		[平成27年 1月26日現在]	
1口当たり純資産額	1.2759円	1口当たり純資産額	1.3261円

(1万口当たり純資産額	12,759円)	(1万口当たり純資産額	13,261円)
-------------	----------	-------------	----------

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第345回利付国債(2年)	860,000,000	861,840,400	
	第346回利付国債(2年)	4,070,000,000	4,079,116,800	
	第103回利付国債(5年)	440,000,000	442,965,600	
	第106回利付国債(5年)	200,000,000	201,110,000	
	第107回利付国債(5年)	1,930,000,000	1,941,715,100	
	第108回利付国債(5年)	570,000,000	571,812,600	
	第113回利付国債(5年)	2,090,000,000	2,111,610,600	
	第116回利付国債(5年)	2,310,000,000	2,328,433,800	
	第118回利付国債(5年)	2,040,000,000	2,057,911,200	
	第119回利付国債(5年)	40,000,000	40,175,600	
	第120回利付国債(5年)	1,860,000,000	1,876,833,000	
	第121回利付国債(5年)	50,000,000	50,220,500	
	第122回利付国債(5年)	3,290,000,000	3,304,476,000	
	第1回利付国債(40年)	240,000,000	305,030,400	
	第2回利付国債(40年)	100,000,000	122,002,000	
	第3回利付国債(40年)	90,000,000	109,935,000	
	第4回利付国債(40年)	570,000,000	696,990,300	
	第306回利付国債(10年)	130,000,000	139,282,000	
	第312回利付国債(10年)	1,490,000,000	1,594,896,000	
	第313回利付国債(10年)	50,000,000	53,974,000	
	第320回利付国債(10年)	730,000,000	778,705,600	
	第323回利付国債(10年)	4,420,000,000	4,689,752,600	
	第324回利付国債(10年)	1,980,000,000	2,086,286,400	
	第325回利付国債(10年)	3,630,000,000	3,828,561,000	
	第326回利付国債(10年)	890,000,000	932,177,100	
	第327回利付国債(10年)	1,230,000,000	1,297,932,900	
	第328回利付国債(10年)	4,180,000,000	4,345,235,400	
	第329回利付国債(10年)	250,000,000	263,902,500	
	第330回利付国債(10年)	2,320,000,000	2,449,711,200	
	第331回利付国債(10年)	40,000,000	41,553,600	
	第332回利付国債(10年)	110,000,000	114,243,800	
	第333回利付国債(10年)	550,000,000	571,026,500	
	第334回利付国債(10年)	60,000,000	62,269,800	
	第335回利付国債(10年)	900,000,000	925,101,000	
第3回利付国債(30年)	80,000,000	98,996,800		
第14回利付国債(30年)	230,000,000	285,627,800		

第15回利付国債(30年)	530,000,000	666,157,000	
第17回利付国債(30年)	340,000,000	421,073,000	
第18回利付国債(30年)	400,000,000	487,576,000	
第19回利付国債(30年)	650,000,000	792,447,500	
第20回利付国債(30年)	150,000,000	188,338,500	
第21回利付国債(30年)	50,000,000	60,917,500	
第22回利付国債(30年)	430,000,000	540,196,100	
第23回利付国債(30年)	40,000,000	50,219,200	
第24回利付国債(30年)	640,000,000	804,364,800	
第25回利付国債(30年)	210,000,000	255,815,700	
第26回利付国債(30年)	680,000,000	840,378,000	
第27回利付国債(30年)	520,000,000	653,156,400	
第28回利付国債(30年)	110,000,000	138,531,800	
第29回利付国債(30年)	1,330,000,000	1,651,314,700	
第30回利付国債(30年)	50,000,000	61,095,000	
第31回利付国債(30年)	1,200,000,000	1,443,324,000	
第32回利付国債(30年)	260,000,000	318,619,600	
第33回利付国債(30年)	630,000,000	731,700,900	
第34回利付国債(30年)	270,000,000	325,668,600	
第35回利付国債(30年)	280,000,000	325,550,400	
第48回利付国債(20年)	20,000,000	22,947,800	
第70回利付国債(20年)	100,000,000	120,670,000	
第75回利付国債(20年)	310,000,000	367,802,600	
第76回利付国債(20年)	170,000,000	198,327,100	
第77回利付国債(20年)	1,020,000,000	1,200,070,800	
第79回利付国債(20年)	190,000,000	223,903,600	
第82回利付国債(20年)	30,000,000	35,717,100	
第83回利付国債(20年)	1,000,000,000	1,193,010,000	
第84回利付国債(20年)	320,000,000	378,380,800	
第92回利付国債(20年)	90,000,000	108,229,500	
第124回利付国債(20年)	50,000,000	59,680,000	
第140回利付国債(20年)	20,000,000	22,695,200	
第142回利付国債(20年)	130,000,000	149,295,900	
第146回利付国債(20年)	140,000,000	157,628,800	
第147回利付国債(20年)	1,150,000,000	1,272,785,500	
第148回利付国債(20年)	50,000,000	54,321,500	
第149回利付国債(20年)	40,000,000	43,389,200	
第150回利付国債(20年)	2,810,000,000	2,992,088,000	
第151回利付国債(20年)	210,000,000	215,537,700	
第17回利付国債(物価連動・10年)	530,000,000	580,365,900	
第18回利付国債(物価連動・10年)	470,000,000	511,922,355	
第19回利付国債(物価連動・10年)	200,000,000	212,812,600	
国債証券 合計	61,840,000,000	66,539,441,555	

地方債証券	第3回大阪府住宅供給公社債券	100,000,000	100,359,000	
	第4回大阪府住宅供給公社債券	100,000,000	99,987,000	
地方債証券	合計	200,000,000	200,346,000	
社債券	第4回ノルデア・バンク円貨社債(2013)	100,000,000	100,387,000	
	第1回クレディ・アグリコル円貨社債(2013)	100,000,000	100,148,000	
	第51回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	200,000,000	199,942,000	
	第2回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	28,401,000	31,051,381	
	第4回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	60,340,000	65,226,936	
	第69回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	91,447,000	96,182,125	
	第70回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	91,155,000	95,685,403	
	第10回ジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニー	100,000,000	100,285,000	
	第9回モルガン・スタンレー円貨社債(2014)	100,000,000	100,618,000	
	第25回シティグループ・インク円貨社債(2013)	100,000,000	100,528,000	
	第22回コーペラティブ・セントラル・ラボバンク・ネダーランド	100,000,000	100,272,000	
	第1回ラボバンク円貨社債(劣後特約付)(2014)	200,000,000	201,692,000	
	第41回鹿島建設株式会社無担保社債	100,000,000	101,435,000	
	第22回前田建設工業株式会社無担保社債	100,000,000	100,242,000	
	第2回五洋建設株式会社無担保社債	100,000,000	101,610,000	
	第3回五洋建設株式会社無担保社債	100,000,000	100,781,000	
	第15回積水ハウス株式会社無担保社債	200,000,000	200,128,000	
	第14回森永製菓株式会社無担保社債	100,000,000	100,674,000	
	第29回サッポロホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	200,654,000	
	第23回双日株式会社無担保社債	100,000,000	100,908,000	
	第2回ヒューリック株式会社無担保社債	100,000,000	101,136,000	
	第3回株式会社三越伊勢丹ホールディングス無担保社債	100,000,000	101,409,000	
	第8回森ヒルズリート投資法人無担保投資法人債	100,000,000	102,018,000	
	第11回森ビル株式会社無担保社債	100,000,000	102,821,000	
	第7回株式会社セブン&アイ・ホールディングス無担保社債	100,000,000	100,245,000	
	第48回住友化学株式会社無担保社債	100,000,000	101,425,000	
	第18回電気化学工業株式会社無担保社債	100,000,000	101,137,000	
	第44回三井化学株式会社無担保社債	100,000,000	101,479,000	
	第7回株式会社三菱ケミカルホールディングス無担保社債	100,000,000	101,457,000	
	第9回宇部興産株式会社無担保社債	100,000,000	101,186,000	

第3回出光興産株式会社無担保社債	200,000,000	202,414,000	
第23回東洋ゴム工業株式会社無担保社債	100,000,000	100,839,000	
第25回東洋ゴム工業株式会社無担保社債	100,000,000	101,183,000	
第23回太平洋セメント株式会社無担保社債	100,000,000	101,818,000	
第23回日新製鋼株式会社無担保社債	100,000,000	100,797,000	
第12回三井金属鉱業株式会社無担保社債	100,000,000	101,837,000	
第13回三井金属鉱業株式会社無担保社債	100,000,000	102,399,000	
第24回三菱マテリアル株式会社無担保社債	100,000,000	100,840,000	
第3回株式会社森精機製作所無担保社債	100,000,000	100,431,000	
第8回株式会社荏原製作所無担保社債	100,000,000	100,642,000	
第9回株式会社椿本チエイン無担保社債	100,000,000	100,785,000	
第3回セガサミーホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	100,787,000	
第55回株式会社東芝無担保社債	100,000,000	101,730,000	
第1回日本電産株式会社無担保社債	100,000,000	100,668,000	
第41回日本電気株式会社無担保社債	100,000,000	100,190,000	
第35回富士通株式会社無担保社債	200,000,000	201,554,000	
第11回セイコーエプソン株式会社無担保社債	100,000,000	101,416,000	
第11回パナソニック株式会社無担保社債	100,000,000	102,889,000	
第4回株式会社堀場製作所無担保社債	100,000,000	101,861,000	
第15回三井造船株式会社無担保社債	100,000,000	100,066,000	
第22回日立造船株式会社無担保社債	100,000,000	100,296,000	
第37回川崎重工業株式会社無担保社債	100,000,000	101,431,000	
第36回石川島播磨重工業株式会社無担保社債	100,000,000	101,680,000	
第38回石川島播磨重工業株式会社無担保社債	100,000,000	104,253,000	
第1回明治安田生命2011基金特定目的会社特定社債	100,000,000	101,134,000	
第1回日本生命2012基金特定目的会社特定社債	200,000,000	203,806,000	
第1回B号明治安田生命2012基金特定目的会社特定社債	100,000,000	101,364,000	
第5回住友生命基金流動化特定目的会社第1回特定社債	300,000,000	307,596,000	
第1回明治安田生命2013基金特定目的会社特定社債	400,000,000	406,660,000	
第1回明治安田生命2014基金特定目的会社特定社債	200,000,000	201,008,000	
第20回トピー工業株式会社無担保社債	100,000,000	101,703,000	
第27回マツダ株式会社無担保社債	200,000,000	200,718,000	
第2回株式会社第一興商無担保社債	100,000,000	102,015,000	
第92回丸紅株式会社無担保社債	100,000,000	102,232,000	
第99回丸紅株式会社無担保社債	200,000,000	201,120,000	
第1回株式会社新生銀行無担保社債	100,000,000	100,107,000	

第1回株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(劣後)	100,000,000	103,339,000	
第1回三井住友トラスト・ホールディングス無担保社債(劣後)	200,000,000	204,550,000	
第4回株式会社りそな銀行無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	110,813,000	
第2回株式会社りそな銀行無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	101,566,000	
第1回株式会社千葉銀行無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	102,574,000	
第3回中央三井信託銀行株式会社無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	99,992,000	
第3回みずほフィナンシャルグループ(劣後特約付)	200,000,000	202,476,000	
第11回株式会社三井住友銀行無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	105,622,000	
第4回株式会社みずほ銀行無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	101,561,000	
第8回株式会社みずほ銀行無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	103,909,000	
第25回株式会社日産フィナンシャルサービス無担保社債	100,000,000	100,189,000	
第9回東京センチュリーリース株式会社無担保社債	100,000,000	100,149,000	
第16回ポケットカード株式会社無担保社債	100,000,000	100,962,000	
第63回アコム株式会社無担保社債	100,000,000	101,541,000	
第68回アコム株式会社無担保社債	100,000,000	101,709,000	
第7回株式会社ジャックス無担保社債	100,000,000	101,622,000	
第1回株式会社オリエントコーポレーション無担保社債	100,000,000	100,301,000	
第3回株式会社オリエントコーポレーション無担保社債	100,000,000	99,996,000	
第169回オリックス株式会社無担保社債	100,000,000	100,980,000	
第28回三菱UFJリース株式会社無担保社債	100,000,000	100,141,000	
第38回野村ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	100,441,000	
第46回野村ホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	200,242,000	
住友生命劣後債権流動化特定目的会社1-A	100,000,000	100,172,000	
第3回NECキャピタルソリューション株式会社無担保社債	100,000,000	100,595,000	
第20回東急不動産株式会社無担保社債	100,000,000	100,551,000	
第98回住友不動産株式会社無担保社債	100,000,000	102,280,000	
第8回日本リテールファンド投資法人無担保投資法人債	100,000,000	104,545,000	
第1回株式会社鴻池運輸無担保社債	100,000,000	99,824,000	
第78回近畿日本鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	101,459,000	
第37回南海電気鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	102,231,000	

第48回名古屋鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	101,819,000	
第19回株式会社商船三井無担保社債	100,000,000	100,335,000	
第467回関西電力株式会社社債	100,000,000	104,756,000	
第491回関西電力株式会社社債	100,000,000	100,420,000	
第376回中国電力株式会社社債	100,000,000	101,297,000	
第463回東北電力株式会社社債	141,600,000	143,242,560	
第279回四国電力株式会社社債	100,000,000	101,097,000	
第425回九州電力株式会社社債	100,000,000	100,130,000	
第428回九州電力株式会社社債	100,000,000	102,927,000	
第320回北海道電力株式会社社債	100,000,000	101,145,000	
第321回北海道電力株式会社社債	100,000,000	102,014,000	
第36回電源開発株式会社無担保社債	100,000,000	101,572,000	
第2回SCSK株式会社無担保社債	100,000,000	100,071,000	
第39回ソフトバンク株式会社無担保社債	100,000,000	99,565,000	
第43回ソフトバンク株式会社無担保社債	100,000,000	102,438,000	
社債券 合計	12,812,943,000	12,994,192,405	
合計	74,852,943,000	79,733,979,960	

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

「TMA外国株式マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	[平成26年 1月27日現在]	[平成27年 1月26日現在]
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		44,328,786	235,832,008
コール・ローン		439,498,005	245,570,246
株式		17,793,256,187	22,549,794,994
投資証券		470,545,424	
未収入金		1,166,756	
未収配当金		11,281,608	9,086,542
未収利息		618	316
流動資産合計		18,760,077,384	23,040,284,106
資産合計		18,760,077,384	23,040,284,106
負債の部			
流動負債			
未払解約金		26,508,373	15,472,730
流動負債合計		26,508,373	15,472,730
負債合計		26,508,373	15,472,730

純資産の部			
元本等			
元本	1	11,987,917,325	11,732,297,774
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		6,745,651,686	11,292,513,602
元本等合計		18,733,569,011	23,024,811,376
純資産合計		18,733,569,011	23,024,811,376
負債純資産合計		18,760,077,384	23,040,284,106

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成26年 1月28日 至 平成27年 1月26日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式及び投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には、発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	[平成26年 1月27日現在]	[平成27年 1月26日現在]
1. 1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	13,235,199,065円	11,987,917,325円
同期中における追加設定元本額	2,785,906,057円	2,501,685,162円
同期中における一部解約元本額	4,033,187,797円	2,757,304,713円
同期末における元本額	11,987,917,325円	11,732,297,774円
元本の内訳*		
東京海上・外国株式ファンド	40,132,408円	16,118,298円
東京海上・未来設計ファンド1	5,651,492円	2,581,379円

東京海上・未来設計ファンド 2	17,443,667円	8,583,104円
東京海上・未来設計ファンド 3	92,612,182円	43,274,180円
東京海上・未来設計ファンド 4	52,733,898円	23,794,974円
東京海上・未来設計ファンド 5	141,642,183円	77,040,892円
東京海上セレクション・外国株式	8,074,154,243円	8,373,721,312円
東京海上セレクション・バランス30	352,747,925円	339,797,946円
東京海上セレクション・バランス50	1,256,805,679円	1,204,604,503円
東京海上セレクション・バランス70	1,018,513,711円	989,109,877円
T M A バランス25 V A 適格機関投資家限定	770,568,529円	545,821,670円
T M A バランス50 V A 適格機関投資家限定	100,540,012円	61,372,466円
T M A バランス75 V A 適格機関投資家限定	64,371,396円	46,477,173円
計	11,987,917,325円	11,732,297,774円
2. 1 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	11,987,917,325口	11,732,297,774口

(注) * は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成25年 1月26日 至 平成26年 1月27日	自 平成26年 1月28日 至 平成27年 1月26日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には、為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。</p> <p>法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。</p> <p>これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。</p>	同左
-------------------	---	----

・ 金融商品の時価等に関する事項

区 分	[平成26年 1月27日現在]	[平成27年 1月26日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1)有価証券 同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 同左</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
----------------------------	--	----

（有価証券に関する注記）
（自 平成25年1月26日 至 平成26年1月27日）
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,643,644,158
投資証券	5,778,785
合計	1,637,865,373

（注1）時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

（注2）「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間（平成25年3月22日から平成26年1月27日まで）を指しております。

（自 平成26年1月28日 至 平成27年1月26日）
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,578,303,168
合計	1,578,303,168

（注1）時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

（注2）「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間（平成26年3月21日から平成27年1月26日まで）を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項
（平成26年1月27日現在）
該当事項はありません。

（平成27年1月26日現在）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

[平成26年 1月27日現在]		[平成27年 1月26日現在]	
1口当たり純資産額	1.5627円	1口当たり純資産額	1.9625円
（1万口当たり純資産額	15,627円）	（1万口当たり純資産額	19,625円）

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
米ドル	株	米ドル	米ドル	
CORE LABORATORIES N.V.	16,000	105.93	1,694,880.00	
EOG RESOURCES INC	25,500	90.79	2,315,145.00	
EXXON MOBIL CORPORATION	25,000	90.89	2,272,250.00	
SCHLUMBERGER LTD	43,000	82.00	3,526,000.00	
INTERNATIONAL PAPER CO	20,000	54.07	1,081,400.00	
PRAXAIR INC	29,000	126.34	3,663,860.00	
3M CO	15,000	164.02	2,460,300.00	
FLOWSERVE CORP	8,000	55.42	443,360.00	
FLUOR CORP	8,000	54.31	434,480.00	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	27,000	102.50	2,767,500.00	
DELTA AIR LINES INC	15,000	50.56	758,400.00	
NIKE INC -CL B	25,000	96.16	2,404,000.00	
THE WALT DISNEY CO	27,000	94.72	2,557,440.00	
VIACOM INC CL B	67,000	67.80	4,542,600.00	
AMAZON.COM INC	2,300	312.39	718,497.00	
AUTOZONE INC	5,900	604.00	3,563,600.00	
HOME DEPOT INC	20,000	105.37	2,107,400.00	
LKQ CORP	125,000	26.98	3,372,500.00	
PRICELINE GROUP INC	1,700	1,037.99	1,764,583.00	
CVS HEALTH CORPORATION	17,000	100.62	1,710,540.00	
WAL-MART STORES INC	10,000	88.51	885,100.00	
ALTRIA GROUP INC	10,000	54.19	541,900.00	
COCA-COLA COMPANY	23,000	43.31	996,130.00	
HERSHEY CO/THE	25,000	108.62	2,715,500.00	
PEPSICO INC	8,000	98.53	788,240.00	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	10,000	82.82	828,200.00	
PROCTER & GAMBLE CO	13,000	90.08	1,171,040.00	
MCKESSON CORP	10,000	217.67	2,176,700.00	
UNITEDHEALTH GROUP INC	34,000	112.00	3,808,000.00	
ACTAVIS PLC	18,000	279.12	5,024,160.00	
BIOGEN IDEC INC	7,000	357.53	2,502,710.00	
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	13,000	97.69	1,269,970.00	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	34,000	62.07	2,110,380.00	
CELGENE CORP	29,000	123.89	3,592,810.00	
GILEAD SCIENCES INC	35,000	105.54	3,693,900.00	
JOHNSON & JOHNSON	12,000	102.20	1,226,400.00	

HDFC Bank Ltd	63,000	61.10	3,849,300.00	
M & T BANK CORP	19,000	115.22	2,189,180.00	
US BANCORP	51,000	43.32	2,209,320.00	
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	48,500	56.58	2,744,130.00	
FRANKLIN RESOURCES INC	10,500	53.31	559,755.00	
MOODY'S CORP	16,000	93.78	1,500,480.00	
SCHWAB (CHARLES) CORP	60,000	27.19	1,631,400.00	
T ROWE PRICE GROUP INC	19,000	82.17	1,561,230.00	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	17,600	80.69	1,420,144.00	
FACEBOOK INC-A	10,000	77.83	778,300.00	
FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	9,000	142.96	1,286,640.00	
GOOGLE INC-CL A	2,100	541.95	1,138,095.00	
GOOGLE INC-CL C	2,100	539.95	1,133,895.00	
INTL BUSINESS MACHINES CORP	5,000	155.87	779,350.00	
INTUIT INC	17,000	89.42	1,520,140.00	
MASTERCARD INC-CLASS A	42,000	84.39	3,544,380.00	
MICROSOFT CORP	47,000	47.18	2,217,460.00	
ORACLE CORPORATION	20,000	44.19	883,800.00	
APPLE INC	29,000	112.98	3,276,420.00	
CISCO SYSTEMS INC	30,000	28.21	846,300.00	
PPL CORPORATION	100,600	35.77	3,598,462.00	
INTEL CORP	25,000	36.44	911,125.00	
米ドル小計	1,456,800		117,069,181.00 (13,775,530,528)	
	銘柄数	58		
	比率	59.8%	61.1%	
加ドル	株	加ドル	加ドル	
CANADIAN NATL RAILWAY CO	31,000	84.48	2,618,880.00	
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	50,000	46.97	2,348,500.00	
INTACT FINANCIAL CORP	72,000	86.03	6,194,160.00	
加ドル小計	153,000		11,161,540.00 (1,054,542,299)	
	銘柄数	3		
	比率	4.6%	4.7%	
ユーロ	株	ユーロ	ユーロ	
BASF SE	15,000	76.83	1,152,450.00	
SAFRAN SA	9,000	59.44	534,960.00	
REED ELSEVIER NV	204,100	21.65	4,418,765.00	
ANHEUSER-BUSCH INBEV	22,000	107.10	2,356,200.00	
Fresenius SE & CO KG	87,000	49.26	4,285,620.00	
BNP PARIBAS	9,000	49.00	441,000.00	
KBC GROUPE	37,100	48.40	1,795,825.50	
AZIMUT HOLDING SPA	150,000	20.37	3,055,500.00	

AMADEUS IT HOLDING SA-A SHS	80,000	34.06	2,724,800.00	
ユーロ小計	613,200		20,765,120.50 (2,727,083,275)	
	銘柄数	9		
	比率	11.8%	12.1%	
英ポンド	株	英ポンド	英ポンド	
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	10,000	37.91	379,100.00	
DIAGEO PLC	45,000	19.69	886,275.00	
ASTRAZENECA PLC	32,000	47.33	1,514,720.00	
STANDARD CHARTERED PLC	30,000	9.51	285,330.00	
ABERDEEN ASSET MGMT PLC	280,000	4.44	1,243,200.00	
PRUDENTIAL PLC	80,000	16.27	1,302,000.00	
NATIONAL GRID PLC	329,900	9.36	3,090,833.10	
英ポンド小計	806,900		8,701,458.10 (1,536,590,485)	
	銘柄数	7		
	比率	6.7%	6.8%	
スイスフラン	株	スイスフラン	スイスフラン	
CIE FINANCIERE RICHEMON-REG	24,000	74.20	1,780,800.00	
NESTLE SA-REGISTERED	15,000	68.40	1,026,000.00	
NOVARTIS AG-REG SHS	24,000	85.50	2,052,000.00	
ROCHE HOLDING AG-GENUSSS	11,500	249.00	2,863,500.00	
スイスフラン小計	74,500		7,722,300.00 (1,034,942,646)	
	銘柄数	4		
	比率	4.5%	4.6%	
スウェーデンクローネ	株	スウェーデン クローネ	スウェーデン クローネ	
ASSA ABLOY AB-B	10,000	452.10	4,521,000.00	
ATLAS COPCO AB-A SHS	20,000	240.80	4,816,000.00	
Swedbank AB	63,000	192.90	12,152,700.00	
スウェーデンクローネ小計	93,000		21,489,700.00 (303,219,667)	
	銘柄数	3		
	比率	1.3%	1.3%	
ノルウェークローネ	株	ノルウェー クローネ	ノルウェー クローネ	
STATOIL ASA	95,000	137.50	13,062,500.00	
ノルウェークローネ小計	95,000		13,062,500.00 (196,982,500)	
	銘柄数	1		
	比率	0.9%	0.9%	
デンマーククローネ	株	デンマーク クローネ	デンマーク クローネ	
COLOPLAST-B	25,000	531.00	13,275,000.00	

H LUNDBECK A/S	90,000	131.50	11,835,000.00	
デンマーククローネ小計	115,000		25,110,000.00 (442,940,400)	
	銘柄数	2		
	比率	1.9%	2.0%	
豪ドル BHP BILLITON LTD	株 78,000	豪ドル 29.38	豪ドル 2,291,640.00	
豪ドル小計	78,000		2,291,640.00 (212,710,024)	
	銘柄数	1		
	比率	0.9%	0.9%	
香港ドル HKT Trust / HKT Ltd	株 2,600,000	香港ドル 9.98	香港ドル 25,948,000.00	
香港ドル小計	2,600,000		25,948,000.00 (393,890,640)	
	銘柄数	1		
	比率	1.7%	1.7%	
シンガポールドル THAI BEVERAGE PCL	株 3,377,000	シンガポールドル 0.72	シンガポールドル 2,448,325.00	
SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	710,000	3.99	2,832,900.00	
シンガポールドル小計	4,087,000		5,281,225.00 (461,948,750)	
	銘柄数	2		
	比率	2.0%	2.0%	
タイバーツ Kasikornbank PCL	株 260,000	タイバーツ 235.00	タイバーツ 61,100,000.00	
タイバーツ小計	260,000		61,100,000.00 (220,571,000)	
	銘柄数	1		
	比率	1.0%	1.0%	
インドルピー ITC LTD	株 280,000	インドルピー 349.45	インドルピー 97,846,000.00	
インドルピー小計	280,000		97,846,000.00 (188,842,780)	
	銘柄数	1		
	比率	0.8%	0.8%	
合計	株 10,712,400		円 22,549,794,994 (22,549,794,994)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

「TMA外国債券マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

		[平成26年 1月27日現在]	[平成27年 1月26日現在]
区 分	注記 番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		23,035,305	31,354,488
コール・ローン		104,279,063	145,091,462
国債証券		14,767,666,198	16,206,096,828
未収入金			1,288,557,847
未収利息		144,915,155	85,681,056
前払費用		20,225,464	23,899,679
流動資産合計		15,060,121,185	17,780,681,360
資産合計		15,060,121,185	17,780,681,360
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定			193
未払金			1,295,952,272
未払解約金		11,004,811	18,452,073
流動負債合計		11,004,811	1,314,404,538
負債合計		11,004,811	1,314,404,538
純資産の部			
元本等			
元本	1	7,703,375,998	7,304,757,866
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		7,345,740,376	9,161,518,956
元本等合計		15,049,116,374	16,466,276,822
純資産合計		15,049,116,374	16,466,276,822
負債純資産合計		15,060,121,185	17,780,681,360

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成26年 1月28日 至 平成27年 1月26日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には、発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区 分	[平成26年 1月27日現在]	[平成27年 1月26日現在]
1. 1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	7,467,225,208円	7,703,375,998円
同期中における追加設定元本額	1,604,621,262円	1,433,595,627円
同期中における一部解約元本額	1,368,470,472円	1,832,213,759円
同期末における元本額	7,703,375,998円	7,304,757,866円
元本の内訳*		
東京海上・外国債券ファンド	29,495,194円	20,252,565円
東京海上・未来設計ファンド1	2,361,749円	1,118,386円
東京海上・未来設計ファンド2	9,720,665円	4,958,443円
東京海上・未来設計ファンド3	30,969,282円	15,000,700円
東京海上・未来設計ファンド4	12,596,741円	5,891,322円
東京海上・未来設計ファンド5	13,159,537円	7,418,019円
東京海上セレクション・外国債券	4,244,326,062円	4,540,918,974円
東京海上セレクション・バランス30	589,748,064円	588,897,453円
東京海上セレクション・バランス50	1,400,825,736円	1,391,838,365円
東京海上セレクション・バランス70	723,700,531円	728,463,639円
TMA外国債券アクティブファンド <適格機関投資家限定>	646,472,437円	円
計	7,703,375,998円	7,304,757,866円
2. 1 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	7,703,375,998口	7,304,757,866口

(注) *は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成25年 1月26日 至 平成26年 1月27日	自 平成26年 1月28日 至 平成27年 1月26日
-----	--------------------------------	--------------------------------

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には、為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

・金融商品の時価等に関する事項

区 分	[平成26年 1月27日現在]	[平成27年 1月26日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左

	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

(自 平成25年1月26日 至 平成26年1月27日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	119,827,017
合計	119,827,017

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(平成25年3月22日から平成26年1月27日まで)を指しております。

(自 平成26年1月28日 至 平成27年1月26日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	835,758,948
合計	835,758,948

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(平成26年3月21日から平成27年1月26日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(平成26年1月27日現在)

該当事項はありません。

(平成27年1月26日現在)

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	買建	73,383		73,190	193
	メキシコペソ	73,383		73,190	193
合計		73,383		73,190	193

(注)1.時価の算定方法

(1) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。

- ・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報に関する注記)

[平成26年 1月27日現在]		[平成27年 1月26日現在]	
1口当たり純資産額	1.9536円	1口当たり純資産額	2.2542円
(1万口当たり純資産額	19,536円)	(1万口当たり純資産額	22,542円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル			米ドル	
		T 0 1/4 11/30/15	2,700,000	2,702,109.37	
		T 0 1/4 12/15/15	5,000,000	5,003,515.65	
		T 0 1/4 12/31/15	5,100,000	5,102,789.08	
		T 0 3/4 02/28/18	1,900,000	1,890,054.69	
		T 0 3/8 01/15/16	950,000	951,855.47	
		T 0 3/8 03/31/16	2,300,000	2,303,234.37	
		T 0 3/8 04/30/16	5,150,000	5,156,839.86	
		T 1 09/15/17	3,700,000	3,721,101.58	
		T 1 1/2 12/31/18	1,900,000	1,925,085.94	
		T 1 11/30/19	4,650,000	4,576,253.92	
		T 1 3/4 05/15/23	3,300,000	3,300,515.62	

	T 1 3/4 09/30/19	1,300,000	1,326,203.12	
	T 1 3/8 06/30/18	2,700,000	2,733,117.20	
	T 1 5/8 03/31/19	1,500,000	1,525,312.50	
	T 2 02/28/21	1,400,000	1,436,312.50	
	T 2 07/31/20	1,900,000	1,956,554.68	
	T 2 09/30/20	3,400,000	3,495,890.64	
	T 2 1/2 05/15/24	1,200,000	1,271,906.25	
	T 2 3/4 08/15/42	3,050,000	3,272,316.40	
	T 2 3/4 11/15/23	900,000	972,492.19	
	T 3 3/4 11/15/43	2,600,000	3,348,109.38	
	T 6 1/4 05/15/30	1,100,000	1,700,015.62	
	T 6 1/4 08/15/23	400,000	544,468.75	
米ドル小計		58,100,000	60,216,054.78 (7,085,623,165)	
	銘柄数	23		
	比率	43.0%	43.7%	
加ドル			加ドル	
	CAN 1 11/01/15	900,000	901,980.90	
	CAN 2 1/2 06/01/24	2,700,000	2,971,458.00	
加ドル小計		3,600,000	3,873,438.90 (365,962,507)	
	銘柄数	2		
	比率	2.2%	2.3%	
メキシコペソ			メキシコペソ	
	MBONO 10 12/05/24	25,200,000	34,276,788.00	
メキシコペソ 小計		25,200,000	34,276,788.00 (274,214,304)	
	銘柄数	1		
	比率	1.7%	1.7%	
ユーロ			ユーロ	
	BGB 1 1/4 06/22/18	2,300,000	2,397,175.00	
	BGB 2.6 06/22/24	2,000,000	2,378,000.00	
	BGB 3 3/4 06/22/45	350,000	551,740.00	
	BTPS 2 1/2 05/01/19	2,200,000	2,369,400.00	
	BTPS 2 1/4 05/15/16	1,900,000	1,949,799.00	
	BTPS 3 3/4 05/01/21	1,550,000	1,802,030.00	
	BTPS 3 3/4 09/01/24	1,900,000	2,282,090.00	
	BTPS 4 3/4 09/01/28	1,000,000	1,323,200.00	
	BTPS 4 3/4 09/01/44	550,000	785,400.00	
	BTPS 6 1/2 11/01/27	1,000,000	1,514,900.00	
	DBR 1 08/15/24	800,000	851,440.00	
	DBR 1 1/2 02/15/23	1,100,000	1,219,680.00	
	DBR 2 1/2 08/15/46	810,000	1,118,934.00	
	DBR 4 01/04/37	500,000	805,900.00	

	DBR 4 3/4 07/04/34	850,000	1,447,465.00	
	FRTR 1 05/25/19	1,500,000	1,563,000.00	
	FRTR 1 3/4 05/25/23	1,300,000	1,446,120.00	
	FRTR 2 1/2 05/25/30	1,500,000	1,822,050.00	
	FRTR 2 1/2 10/25/20	1,550,000	1,759,250.00	
	FRTR 2 1/4 05/25/24	700,000	813,330.00	
	FRTR 3 1/4 05/25/45	450,000	648,810.00	
	FRTR 4 1/4 04/25/19	1,400,000	1,651,720.00	
	FRTR4.5 04/25/41	600,000	1,018,140.00	
	IRISH 5 1/2 10/18/17	2,100,000	2,405,340.00	
	OBL 0 1/4 10/11/19	3,900,000	3,954,405.00	
	OBL 1 02/22/19	200,000	209,030.00	
	SPGB 0 1/2 10/31/17	4,200,000	4,213,860.00	
	SPGB 2 3/4 04/30/19	2,300,000	2,509,070.00	
	SPGB 2 3/4 10/31/24	300,000	339,930.00	
	SPGB 4.4 10/31/23	1,400,000	1,770,860.00	
	SPGB 5.15 10/31/44	600,000	953,580.00	
ユーロ小計		42,810,000	49,875,648.00 (6,550,168,851)	
	銘柄数	31		
	比率	39.8%	40.4%	
英ポンド			英ポンド	
	UKT 1 09/07/17	250,000	252,862.50	
	UKT 1 3/4 07/22/19	1,460,000	1,511,757.00	
	UKT 2 1/4 09/07/23	700,000	749,126.00	
	UKT 2 3/4 09/07/24	1,100,000	1,224,960.00	
	UKT 4 1/2 12/07/42	1,000,000	1,501,300.00	
	UKT 4 3/4 12/07/30	870,000	1,223,916.00	
	UKT 4 3/4 12/07/38	1,150,000	1,730,865.00	
英ポンド小計		6,530,000	8,194,786.50 (1,447,117,348)	
	銘柄数	7		
	比率	8.8%	8.9%	
ポーランド ズロチ			ポーランド ズロチ	
	POLGB 3 1/4 07/25/25	3,300,000	3,664,980.00	
ポーランド ズロチ小計		3,300,000	3,664,980.00 (114,677,224)	
	銘柄数	1		
	比率	0.7%	0.7%	
豪ドル			豪ドル	
	ACGB 2 3/4 04/21/24	2,450,000	2,497,775.00	
	ACGB 5 1/2 04/21/23	1,200,000	1,470,480.00	

豪ドル小計		3,650,000	3,968,255.00 (368,333,429)	
	銘柄数	2		
	比率	2.2%	2.3%	
国債証券合計			円 16,206,096,828 (16,206,096,828)	
合計			円 16,206,096,828 (16,206,096,828)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

東京海上・未来設計ファンド1

平成27年2月27日現在

種類	金額
資産総額	53,137,246 円
負債総額	38,198 円
純資産総額(-)	53,099,048 円
発行済数量	43,186,301 口
1 単位当たり純資産額(/)	1.2295 円

東京海上・未来設計ファンド2

平成27年2月27日現在

種類	金額
資産総額	117,610,207 円
負債総額	128,542 円
純資産総額(-)	117,481,665 円
発行済数量	87,528,685 口
1 単位当たり純資産額(/)	1.3422 円

東京海上・未来設計ファンド3

平成27年2月27日現在

種類	金額
資産総額	354,582,127 円
負債総額	2,905,658 円
純資産総額(-)	351,676,469 円
発行済数量	244,037,621 口
1 単位当たり純資産額(/)	1.4411 円

東京海上・未来設計ファンド4

平成27年2月27日現在

種類	金額
資産総額	136,878,587 円
負債総額	2,852,939 円
純資産総額(-)	134,025,648 円
発行済数量	93,800,931 口
1 単位当たり純資産額(/)	1.4288 円

東京海上・未来設計ファンド5

平成27年2月27日現在

種類	金額
資産総額	362,399,957 円

負債総額	3,294,067 円
純資産総額 (-)	359,105,890 円
発行済数量	253,877,755 口
1 単位当たり純資産額 (/)	1.4145 円

(ご参考：親投資信託の現況)

TMA日本株アクティブマザーファンド

平成27年2月27日現在

種類	金額
資産総額	39,598,659,702 円
負債総額	242,408,867 円
純資産総額 (-)	39,356,250,835 円
発行済数量	33,285,851,944 口
1 単位当たり純資産額 (/)	1.1824 円

TMA日本債券マザーファンド

平成27年2月27日現在

種類	金額
資産総額	87,076,482,219 円
負債総額	1,230,272,615 円
純資産総額 (-)	85,846,209,604 円
発行済数量	65,172,051,636 口
1 単位当たり純資産額 (/)	1.3172 円

TMA外国株式マザーファンド

平成27年2月27日現在

種類	金額
資産総額	24,781,705,642 円
負債総額	363,582,700 円
純資産総額 (-)	24,418,122,942 円
発行済数量	11,865,726,449 口
1 単位当たり純資産額 (/)	2.0579 円

TMA外国債券マザーファンド

平成27年2月27日現在

種類	金額
資産総額	16,993,780,430 円
負債総額	114,502,794 円
純資産総額 (-)	16,879,277,636 円
発行済数量	7,381,164,951 口
1 単位当たり純資産額 (/)	2.2868 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

1. 名義書換

該当事項はありません。

2. 受益者に対する特典

特典はありません。

3. 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

4. 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)にお支払いします。

8. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

平成27年2月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。

委託会社業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

投資信託の投資運用の意思決定プロセスは以下の通りです。

運用本部で運用計画案、収益配分方針案等の運用の基本方針案を作成します。

運用の基本方針は、運用本部長を委員長とする投資政策委員会で投資環境見通し等をふまえて決定されます。

決定された運用の基本方針に基づき、具体的運用計画を策定し、運用を行います。

売買の執行はトレーディング部が行います。

運用部門とは独立した管理部門にて運用評価、ガイドライン遵守状況のチェックを行い、管理本部長を委員長とし運用管理室を事務局とする運用管理委員会に結果報告します。

運用管理委員会から投資政策委員会へ運用評価、ガイドライン遵守状況がフィードバックされ次の基本方針決定に生かされます。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成27年2月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次の通りです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型公社債投資信託	0	0
追加型株式投資信託	142	1,926,835
単位型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	14	68,071
合計	156	1,994,907

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、第29期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則並びに同規則第2条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

	第28期 （平成25年3月31日現在）	第29期 （平成26年3月31日現在）
資産の部		
流動資産		
現金・預金	6,753,091	9,147,830
前払費用	134,096	110,882
未収委託者報酬	1,616,237	1,825,261
未収収益	2,117,109	2,410,705
未収入金	153,977	132,243
繰延税金資産	189,883	208,535
その他の流動資産	6,634	11,587
流動資産計	10,971,029	13,847,047
固定資産		
有形固定資産	* 1 217,693	* 1 199,065
建物	122,475	105,672
器具備品	95,217	93,392
無形固定資産	3,144	3,144
電話加入権	3,144	3,144
投資その他の資産	815,403	774,095
投資有価証券	19,427	30,243
関係会社株式	254,342	254,342
その他の関係会社有価証券	31,200	31,200
長期前払費用	95,530	48,053
敷金	291,959	285,857
繰延税金資産	122,944	124,399
固定資産計	1,036,240	976,305
資産合計	12,007,270	14,823,352
負債の部		
流動負債		
預り金	30,099	36,310
未払金	* 2 1,569,259	* 2 1,745,028
未払手数料	454,177	539,966

その他未払金	1,115,081	1,205,062
未払費用	57,434	145,394
未払消費税等	85,291	140,244
未払法人税等	596,000	1,220,000
前受収益	317,700	219,617
賞与引当金	191,919	185,444
その他の流動負債	-	36
流動負債計	2,847,704	3,692,077
固定負債		
退職給付引当金	137,928	141,238
役員退職慰労引当金	31,080	37,360
固定負債計	169,008	178,598
負債合計	3,016,712	3,870,676
純資産の部		
株主資本	8,989,342	10,950,867
資本金	2,000,000	2,000,000
利益剰余金	6,989,342	8,950,867
利益準備金	443,612	500,000
その他利益剰余金	6,545,729	8,450,867
繰越利益剰余金	6,545,729	8,450,867
評価・換算差額等	1,215	1,809
その他有価証券評価差額金	1,215	1,809
純資産合計	8,990,558	10,952,676
負債・純資産合計	12,007,270	14,823,352

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第29期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	6,959,798	8,728,983
運用受託報酬	6,585,557	8,079,569
投資助言報酬	20,963	27,854
その他営業収益	1,992	1,992
営業収益計	13,568,311	16,838,399
営業費用		
支払手数料	2,732,478	3,649,922
広告宣伝費	133,560	127,570
公告費	2,244	1,190
調査費	3,642,781	4,624,666
調査費	1,160,919	1,225,688
委託調査費	* 1 2,481,861	* 1 3,398,978
委託計算費	82,588	80,546
営業雑経費	128,344	137,868
通信費	28,568	27,421
印刷費	72,899	80,551
協会費	16,766	18,158
諸会費	4,213	4,933
図書費	5,896	6,803
営業費用計	6,721,997	8,621,765

一般管理費				
給料		2,441,088		2,408,504
役員報酬		69,444		71,508
給料・手当	* 1	1,755,780	* 1	1,711,651
賞与		615,864		625,344
交際費		7,417		9,497
旅費交通費		99,221		92,774
租税公課		44,567		52,979
不動産賃借料		343,381		258,391
役員退職慰労引当金繰入		5,820		6,280
退職給付費用		70,091		70,577
賞与引当金繰入		191,919		185,444
固定資産減価償却費		91,309		70,972
法定福利費		395,650		401,660
福利厚生費		7,867		7,620
諸経費		408,719		398,379
一般管理費計		4,107,055		3,963,083
営業利益		2,739,259		4,253,550
営業外収益				
受取利息		1,151		1,356
受取配当金	* 1	145,322	* 1	200,127
匿名組合投資利益		-	* 1	166,010
雑益		2,410		6,766
営業外収益計		148,885		374,260
営業外費用				
雑損		46,933		58,781
営業外費用計		46,933		58,781
経常利益		2,841,210		4,569,030
特別損失				
建物除却損		-		427
器具備品除却損		911		-
特別損失計		911		427
税引前当期純利益		2,840,299		4,568,603
法人税、住民税及び事業税		1,041,220		1,719,728
法人税等調整額		1,076		20,436
法人税等合計		1,040,144		1,699,291
当期純利益		1,800,154		2,869,311

(3) 【株主資本等変動計算書】

第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	2,000,000		388,426		5,352,625
当期変動額					
剰余金の配当		55,186	607,051	551,864	551,864

当期純利益			1,800,154	1,800,154	1,800,154
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	55,186	1,193,103	1,248,290	1,248,290
当期末残高	2,000,000	443,612	6,545,729	6,989,342	8,989,342

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	105	105	7,741,157
当期変動額			
剰余金の配当			551,864
当期純利益			1,800,154
株主資本以外の項目の当期変動 額(純額)	1,109	1,109	1,109
当期変動額合計	1,109	1,109	1,249,400
当期末残高	1,215	1,215	8,990,558

第29期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	2,000,000	443,612	6,545,729	6,989,342	8,989,342
当期変動額					
剰余金の配当		56,387	964,173	907,786	907,786
当期純利益			2,869,311	2,869,311	2,869,311
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	56,387	1,905,137	1,961,524	1,961,524
当期末残高	2,000,000	500,000	8,450,867	8,950,867	10,950,867

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,215	1,215	8,990,558
当期変動額			
剰余金の配当			907,786
当期純利益			2,869,311
株主資本以外の項目の当期変動 額(純額)	593	593	593
当期変動額合計	593	593	1,962,118

当期末残高	1,809	1,809	10,952,676
-------	-------	-------	------------

重要な会計方針

<p>第29期</p> <p>自 平成25年4月1日</p> <p>至 平成26年3月31日</p>	
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価を把握することが極めて困難と認められるもの 移動平均法による原価法</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法、少額固定資産(取得価格が10万円以上20万円未満の資産)については3年間で均等償却する方法を採用しております。</p> <p>(2) 長期前払費用 定額法</p> <p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、期末自己都合退職金要支給額を退職給付債務とする簡便法を採用しております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>4. 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。</p>	

(表示方法の変更)

<p>第29期</p> <p>自 平成25年4月1日</p> <p>至 平成26年3月31日</p>	
<p>「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を当事業年度より適用し、(退職給付関係)注記の表示方法を変更しております。</p> <p>退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、(退職給付関係)の注記の組替えは行っておりません。</p>	

注記事項

(貸借対照表関係)

第28期 平成25年3月31日現在	第29期 平成26年3月31日現在
* 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	* 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。
建物 103,012千円 器具備品 418,700千円	建物 120,594千円 器具備品 469,967千円
* 2. 関係会社に対する主な資産・負債	* 2. 関係会社に対する主な資産・負債
区分掲記した以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。	区分掲記した以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。
未払金 709,361千円 (うち支配株主に対するもの 142,986千円) (うち子会社に対するもの 150,208千円) (うち関連会社に対するもの 416,166千円)	未払金 794,751千円 (うち支配株主に対するもの 155,421千円) (うち子会社に対するもの 160,782千円) (うち関連会社に対するもの 478,547千円)

(損益計算書関係)

第28期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	第29期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
* 1. 関係会社との主な取引高は次のとおりであります。	* 1. 関係会社との主な取引高は次のとおりであります。
給与・手当 531,681千円 委託調査費 1,737,827千円 受取配当金 145,225千円	給与・手当 358,249千円 委託調査費 2,404,496千円 受取配当金 199,477千円 匿名組合投資利益 166,010千円

(株主資本等変動計算書関係)

第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	平成24年4月1日 現在	増加	減少	平成25年3月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成24年6月26日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	551,864千円
(ロ) 1株当たり配当額	14,409円
(ハ) 基準日	平成24年3月31日
(ニ) 効力発生日	平成24年6月27日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成25年6月28日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	907,786千円
(ロ) 配当の原資	利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	23,702円
(ニ) 基準日	平成25年3月31日

(ホ) 効力発生日

平成25年6月28日

第29期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	平成25年4月1日 現在	増加	減少	平成26年3月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成25年6月28日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	907,786千円
(ロ) 1株当たり配当額	23,702円
(ハ) 基準日	平成25年3月31日
(ニ) 効力発生日	平成25年6月28日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成26年6月30日の定時株主総会において、次のとおり配当を提案する予定であります。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	804,759千円
(ロ) 配当の原資	利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	21,012円
(ニ) 基準日	平成26年3月31日
(ホ) 効力発生日	平成26年6月30日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

第28期	第29期
自平成24年4月1日	自平成25年4月1日
至平成25年3月31日	至平成26年3月31日

<p>(1) 金融商品に対する取組方針 当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資産の運用に際しては、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク 営業債権である未収収益は顧客の信用リスクに晒されており、未収委託者報酬は市場リスクに晒されております。投資有価証券は、主にファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。 営業債務である未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク 未収収益については、管理部門において取引先ごとに期日及び残高を把握することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。 市場リスク 未収委託者報酬には、運用資産の悪化から回収できず当社が損失を被るリスクが存在しますが、過去の回収実績からリスクは僅少であると判断しております。 投資有価証券については、管理部門において定期的に時価を把握する体制としております。 流動性リスク 当社は、日々資金残高管理を行っており流動性リスクを管理しております。</p>	<p>(1) 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク 同左</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク 同左</p> <p>市場リスク 同左</p> <p>流動性リスク 同左</p>
---	---

2. 金融商品の時価等に関する事項

第28期(平成25年3月31日現在)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金・預金	6,753,091	6,753,091	
(2)未収委託者報酬	1,616,237	1,616,237	
(3)未収収益	2,117,109	2,117,109	
(4)未収入金	153,977	153,977	
(5)投資有価証券 其他有価証券	19,427	19,427	
(6)敷金	291,959	218,507	73,451
(7)未払金	(1,569,259)	(1,569,259)	

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

第29期(平成26年3月31日現在)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
--	-------------	-------	----

(1)現金・預金	9,147,830	9,147,830	
(2)未収委託者報酬	1,825,261	1,825,261	
(3)未収収益	2,410,705	2,410,705	
(4)未収入金	132,243	132,243	
(5)投資有価証券 其他有価証券	30,243	30,243	
(6)敷金	285,857	220,934	64,923
(7)未払金	(1,745,028)	(1,745,028)	

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

第28期 平成25年3月31日現在	第29期 平成26年3月31日現在
(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬 (3) 未収収益並びに(4) 未収入金及び(7) 未払金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。	(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬 (3) 未収収益並びに(4) 未収入金及び(7) 未払金 同左
(5) 投資有価証券 時価の算定方法につきましては「重要な会計方針」の「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(5) 投資有価証券 同左
(6) 敷金 当社では、敷金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に当該建物の残存耐用年数を加味した利率で割り引いた現在価値より算定しております。	(6) 敷金 同左

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

第28期 平成25年3月31日現在	第29期 平成26年3月31日現在
以下については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。	以下については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。
(単位：千円)	(単位：千円)
子会社株式	子会社株式
221,595	221,595
関連会社株式	関連会社株式
32,747	32,747
その他の関係会社 有価証券	その他の関係会社 有価証券
31,200	31,200

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

第28期 平成25年3月31日現在	第29期 平成26年3月31日現在
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。	同左

(注4) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第28期 平成25年3月31日現在			第29期 平成26年3月31日現在		
(単位：千円)			(単位：千円)		
	1年以内	1年超		1年以内	1年超
預金	6,752,981		預金	9,147,754	
未収委託者報酬	1,616,237		未収委託者報酬	1,825,261	
未収収益	2,117,109		未収収益	2,410,705	
未収入金	153,977		未収入金	132,243	
投資有価証券			投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの		1,000	その他有価証券のうち満期があるもの		8,000
合計	10,640,305	1,000	合計	13,515,964	8,000

(有価証券関係)

第28期 平成25年3月31日現在		第29期 平成26年3月31日現在																																	
<p>1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券</p> <p>子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式221,595千円、関連会社株式32,747千円）並びにその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額 31,200千円）は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。</p>		<p>1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券</p> <p>子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式221,595千円、関連会社株式32,747千円）並びにその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額 31,200千円）は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。</p>																																	
<p>2. その他有価証券</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>取得原価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの証券投資信託</td> <td>16,177</td> <td>14,138</td> <td>2,038</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの証券投資信託</td> <td>3,250</td> <td>3,400</td> <td>149</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>19,427</td> <td>17,538</td> <td>1,888</td> </tr> </tbody> </table>		区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの証券投資信託	16,177	14,138	2,038	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの証券投資信託	3,250	3,400	149	合計	19,427	17,538	1,888	<p>2. その他有価証券</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>取得原価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの証券投資信託</td> <td>21,801</td> <td>18,500</td> <td>3,301</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの証券投資信託</td> <td>8,441</td> <td>8,931</td> <td>490</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>30,243</td> <td>27,431</td> <td>2,811</td> </tr> </tbody> </table>		区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの証券投資信託	21,801	18,500	3,301	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの証券投資信託	8,441	8,931	490	合計	30,243	27,431	2,811
区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額																																
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの証券投資信託	16,177	14,138	2,038																																
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの証券投資信託	3,250	3,400	149																																
合計	19,427	17,538	1,888																																
区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額																																
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの証券投資信託	21,801	18,500	3,301																																
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの証券投資信託	8,441	8,931	490																																
合計	30,243	27,431	2,811																																
<p>3. 当事業年度中に売却したその他有価証券 該当事項はありません。</p>		<p>3. 当事業年度中に売却したその他有価証券 同左</p>																																	

(退職給付関係)

第28期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
1. 採用している退職給付制度の概要

退職一時金制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	137,928千円
退職給付引当金	137,928千円

3. 退職給付費用に関する事項

勤務費用	39,545千円
確定拠出年金への掛金支払額	30,545千円
退職給付費用	70,091千円

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付債務の計算は簡便法を採用しており、確定拠出年金部分を除く退職給付費用は「勤務費用」に計上しております。

第29期

自 平成25年4月1日

至 平成26年3月31日

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	137,928千円
退職給付費用	35,716千円
退職給付の支払額	32,406千円
制度への拠出額	-
退職給付引当金の期末残高	141,238千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	-
年金資産	-
非積立型制度の退職給付債務	141,238千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	141,238千円

退職給付引当金	141,238千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	141,238千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	35,716千円
----------------	----------

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、34,861千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第28期 (平成25年3月31日現在)	第29期 (平成26年3月31日現在)
繰延税金資産		
役員退職慰労引当金	11,813千円	13,315千円

退職給付引当金損金算入限度超過額	49,157千円	50,337千円
未払金	5,774千円	3,918千円
賞与引当金損金算入限度超過額	72,948千円	66,092千円
未払法定福利費否認	8,973千円	8,886千円
未払事業所税否認	3,438千円	2,989千円
未払事業税否認	50,026千円	86,596千円
未払調査費	46,965千円	37,384千円
ソフトウェア償却超過額	54,426千円	51,350千円
敷金償却費	8,223千円	10,398千円
未払確定拠出年金	982千円	1,084千円
未払費用	774千円	1,583千円
繰延税金資産小計	313,504千円	333,937千円
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	313,504千円	333,937千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	673千円	1,002千円
その他	3千円	-
繰延税金負債合計	677千円	1,002千円
繰延税金資産の純額	312,827千円	332,935千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第28期 (平成25年3月31日現在)	第29期 (平成26年3月31日現在)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	同左

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は16,009千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(セグメント情報等)

第28期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	第29期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日

<p>[セグメント情報]</p> <p>当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。</p> <p>当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。</p> <p>[関連情報]</p> <p>1. 製品及びサービスごとの情報 単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 地域ごとの情報 (1) 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 (2) 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>3. 主要な顧客ごとの情報 当社は、単一の外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。</p>	<p>[セグメント情報]</p> <p>同左</p> <p>[関連情報]</p> <p>1. 製品及びサービスごとの情報 同左</p> <p>2. 地域ごとの情報 (1) 営業収益 同左 (2) 有形固定資産 同左</p> <p>3. 主要な顧客ごとの情報 同左</p>
---	---

(関連当事者情報)

第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有 割合	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	TOKIO MARINE ROGGE ASSET MANAGEMENT LIMITED	英国・ London	300千	金融商品 取引業	(所有) 直接50%	運用の 再委任 役員の 派遣	委託 調査費 の支払	1,428,822	未払金	416,166

(注) * 取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

* 取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
重要な取引はありません。

- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

(1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場）
東京海上日動火災保険株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

第29期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 関連当事者との取引

- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有 割合	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	TOKIO MARINE ROGGE ASSET MANAGEMENT LIMITED	英国・ London	300千	金融商品 取引業	(所有) 直接50%	運用の 再委任 役員の 派遣	委託 調査費 の支払	1,979,812	未払金	478,547

(注) * 取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

* 取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

- (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
重要な取引はありません。

- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

(1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）
東京海上日動火災保険株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

(1株当たり情報)

	第28期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	第29期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
1株当たり純資産額	234,740円42銭	285,970円67銭
1株当たり当期純利益金額	47,001円44銭	74,916円74銭

(注) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益については、潜 在株式がないため記載して おりません。	(注) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益については、潜 在株式がないため記載して おりません。
(注) 2 . 1 株当たり当期純利益金額 の算定上の基礎は以下のと おりであります。	(注) 2 . 1 株当たり当期純利益金額 の算定上の基礎は以下のと おりであります。
当期純利益 1,800,154千円	当期純利益 2,869,311千円
普通株主に 帰属しない金額 -	普通株主に 帰属しない金額 -
普通株式に係る 当期純利益 1,800,154千円	普通株式に係る 当期純利益 2,869,311千円
期中平均株式数 38,300株	期中平均株式数 38,300株

中間財務諸表
(イ)中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間 (平成26年9月30日現在)	
資産の部	
流動資産	
現金・預金	8,929,625
前払費用	125,585
未収委託者報酬	1,864,341
未収収益	2,798,840
未収入金	31,466
繰延税金資産	355,439
その他の流動資産	14,017
流動資産計	14,119,316
固定資産	
有形固定資産 * 1	177,572
建物	97,867
器具備品	79,705
無形固定資産	3,144
電話加入権	3,144
投資その他の資産	751,451
投資有価証券	31,309
関係会社株式	254,342
その他の関係会社有価証券	31,200
長期前払費用	26,517
敷金	282,806
繰延税金資産	125,275
固定資産計	932,167
資産合計	15,051,484
負債の部	
流動負債	
預り金	38,511

未払金		1,555,346
未払手数料		559,534
その他未払金		995,811
未払費用		165,527
未払消費税等	* 2	217,486
未払法人税等		869,000
前受収益		181,306
賞与引当金		394,109
その他の流動負債		3,240
流動負債計		3,424,527
固定負債		
退職給付引当金		170,525
役員退職慰労引当金		16,630
固定負債計		187,155
負債合計		3,611,682
純資産の部		
株主資本		11,436,661
資本金		2,000,000
利益剰余金		9,436,661
利益準備金		500,000
その他利益剰余金		8,936,661
繰越利益剰余金		8,936,661
評価・換算差額等		3,139
その他有価証券評価差額金		3,139
純資産合計		11,439,801
負債・純資産合計		15,051,484

(口)中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間	
	(自 平成26年 4月 1日	至 平成26年 9月30日)
営業収益		
委託者報酬		4,574,151
運用受託報酬		3,925,933
投資助言報酬		17,103
その他営業収益		736
営業収益計		8,517,926
営業費用		
支払手数料		1,898,804
広告宣伝費		51,166
公告費		533
調査費		2,462,761
調査費		679,250
委託調査費		1,783,510
委託計算費		40,037
営業雑経費		81,027
通信費		14,823

印刷費		45,225
協会費		12,909
諸会費		3,368
図書費		4,700
営業費用計		4,534,330
一般管理費		
給料		957,081
役員報酬		40,531
給料・手当		835,102
賞与		81,448
交際費		3,078
旅費交通費		44,936
租税公課		23,932
不動産賃借料		129,195
役員退職慰労引当金繰入		1,580
退職給付費用		31,539
賞与引当金繰入		394,109
固定資産減価償却費	* 1	29,736
法定福利費		192,378
福利厚生費		5,886
諸経費		173,569
一般管理費計		1,987,025
営業利益		1,996,570
営業外収益		
受取利息		779
受取配当金		51,954
雑益		3,940
営業外収益計		56,674
営業外費用		
雑損		62,176
営業外費用計		62,176
経常利益		1,991,068
税引前中間純利益		1,991,068
法人税、住民税及び事業税		849,031
法人税等調整額		148,516
法人税等合計		700,514
中間純利益		1,290,554

(八) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	2,000,000	500,000	8,450,867	8,950,867	10,950,867
当中間期変動額					
剰余金の配当			804,759	804,759	804,759

中間純利益			1,290,554	1,290,554	1,290,554
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	-	-	485,794	485,794	485,794
当中間期末残高	2,000,000	500,000	8,936,661	9,436,661	11,436,661

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,809	1,809	10,952,676
当中間期変動額			
剰余金の配当			804,759
中間純利益			1,290,554
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,330	1,330	1,330
当中間期変動額合計	1,330	1,330	487,124
当中間期末残高	3,139	3,139	11,439,801

(二) 重要な会計方針

	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券</p> <p>時価のあるもの</p> <p>中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価を把握することが極めて困難と認められるもの</p> <p>移動平均法による原価法</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>定率法</p> <p>ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法、少額固定資産(取得価格が10万円以上20万円未満の資産)については、3年間で均等償却する方法を採用しております。</p>

	(2) 長期前払費用 定額法
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p>
4. 消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当中間会計期間の費用として処理しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

	当中間会計期間 (平成26年9月30日現在)				
1 有形固定資産の減価償却累計額	<table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>128,400千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>488,793千円</td> </tr> </table>	建物	128,400千円	器具備品	488,793千円
建物	128,400千円				
器具備品	488,793千円				
2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。				

(中間損益計算書関係)

	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
1 減価償却実施額	有形固定資産 29,736千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項	

株式の種類	当事業年度期首 (株)	当中間会計期間 増加 (株)	当中間会計期間 減少 (株)	当中間会計期間末 (株)
普通株式	38,300	-	-	38,300

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額
平成26年6月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ・普通株式の配当に関する事項
 - (イ) 配当金総額・・・・・・・・・・804,759千円
 - (ロ) 1株当たり配当額・・・・・・・・21,012円
 - (ハ) 基準日・・・・・・・・・・平成26年3月31日
 - (ニ) 効力発生日・・・・・・・・・・平成26年6月30日

(金融商品関係)

当中間会計期間(平成26年9月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

平成26年9月30日現在における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません(注2)参照)。

(単位:千円)

	中間貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金・預金	8,929,625	8,929,625	
(2)未収委託者報酬	1,864,341	1,864,341	
(3)未収収益	2,798,840	2,798,840	
(4)未収入金	31,466	31,466	
(5)投資有価証券 其他有価証券	31,309	31,309	
(6)敷金	282,806	221,970	60,835
(7)未払金	(1,555,346)	(1,555,346)	

(*)負債で計上されているものについては、()で示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収収益並びに(4)未収入金及び(7)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

時価の算定方法につきましては「(二)重要な会計方針」の「1.資産の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(6)敷金

当社では、敷金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に当該建物の残存耐用年数を加味した利率で割り引いた現在価値より算定しております。

(注2)子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 子会社株式221,595千円、関連会社株式32,747千円)並びにその他の関係会社有価証券(中間貸借対照表計上額 31,200千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(注3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(有価証券関係)

当中間会計期間(平成26年9月30日現在)

1.子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 子会社株式221,595千円、関連会社株式32,747千円)並びにその他の関係会社有価証券(中間貸借対照表計上額31,200千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	証券投資信託	29,609	24,431	5,178
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	証券投資信託	1,700	2,000	300
合計		31,309	26,431	4,878

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社は、外部顧客からの収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
1株当たり純資産額	298,689円33銭
1株当たり中間純利益金額	33,695円93銭
	潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

中間純利益 1,290,554千円
普通株主に帰属しない金額 -

普通株式にかかる中間純利益	1,290,554千円
期中平均株式数	38,300株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

提出日現在、訴訟事件その他委託会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実、及び重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・名称 三菱UFJ信託銀行株式会社
(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
- ・資本金の額 324,279百万円（平成26年9月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考情報：再信託受託会社の概要>

- ・名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・資本金の額 10,000百万円（平成26年9月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額（ ）	事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社 S B I 証券	47,937百万円	
みずほ証券株式会社	125,167百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	

() 平成26年9月末日現在。

2【関係業務の概要】

受託会社は、信託財産の保管・管理等を行います。また、当ファンドにかかる信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。

販売会社は、募集・販売の取扱い、一部解約事務および収益分配金・解約金・償還金の支払い等を行います。

3【資本関係】

資本関係はありません。

第3【その他】

- 1．目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用し、委託会社の名称、ファンドの基本的性格等を記載することがあります。
- 2．目論見書の表紙に委託会社の金融商品取引業者登録番号および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。
- 3．請求目論見書に当ファンドの約款を添付します。
- 4．目論見書の別称として「投資信託説明書（目論見書）」、「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用することがあります。
- 5．目論見書は電子媒体として使用されたり、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月4日

東京海上アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント株式会社（旧会社名 東京海上アセットマネジメント投信株式会社）の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント株式会社（旧会社名 東京海上アセットマネジメント投信株式会社）の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年3月11日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上・未来設計ファンド1の平成26年1月28日から平成27年1月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上・未来設計ファンド1の平成27年1月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年3月11日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上・未来設計ファンド2の平成26年1月28日から平成27年1月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上・未来設計ファンド2の平成27年1月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年3月11日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上・未来設計ファンド3の平成26年1月28日から平成27年1月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上・未来設計ファンド3の平成27年1月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年3月11日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上・未来設計ファンド4の平成26年1月28日から平成27年1月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上・未来設計ファンド4の平成27年1月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年3月11日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上・未来設計ファンド5の平成26年1月28日から平成27年1月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上・未来設計ファンド5の平成27年1月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年12月8日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第30期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。